



# あま市公共施設等総合管理計画

平成 29（2017）年 3 月  
（令和 4（2022）年 3 月 改訂）



## 公共施設等総合管理計画策定にあたって

我が国では、高度経済成長期に多くの公共施設やインフラが集中的に整備されてきました。近年は、これらの公共施設等の老朽化対策が大きな社会問題となっており、あま市でも、厳しい財政状況が続く中、今後は多くの施設が大規模修繕や更新時期を迎えます。

また、旧3町から継承した公共施設の中には重複・類似する施設も存在しており、これらへの対応も課題となっています。

更に、人口減少や少子高齢化に伴う公共施設等の利用需要の変化等、公共施設を取り巻く社会的環境への対応も全国的な課題となっています。

これらに対応していくためにあま市では、保有する公共施設の現況についてとりまとめ、公共施設等の全体像を明らかにし、長期的な視点で施設の統廃合・長寿命化を計画的に行い、最適な配置の実現を図るため、あま市公共施設等総合管理計画策定委員会において、有識者や市民代表の委員の皆様幅広い視点でのご意見をいただき、このたび「公共施設等総合管理計画」を策定しました。

この計画は、公共施設等の全体像を明らかにし、更新費用の中長期的な見込みを立て、持続可能な施設規模や管理方針などを検討した上で、長期的な視点を持って更新・統廃合・長寿命化を実施していくための計画としてまとめたものです。

厳しい財政状況の中にあっても将来に負担を先送りしないよう、本計画を確実に推進していく取り組みを始めてまいりますので、市民の皆様のお協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、本計画の策定に当たりご協力いただきました市民の皆様をはじめ、関係各位に対し、心よりお礼申し上げます。

平成29（2017）年3月



あま市長 村上 浩司

## 目次

1	公共施設等総合管理計画策定の取組	1
2	公共施設等の現況	3
3	人口の現状及び見通し	6
4	中長期的な経費の見込みと充当可能な財源の見込み	7
5	公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	27
6	施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	32

### 【資料編】

# 1 公共施設等総合管理計画策定の取組

## (1) 計画策定の必要性

### ア 公共施設等の現状

近年、日本全体において、高度経済成長期に集中的に整備された公共施設等の老朽化が大きな社会問題となっています。こうした状況は本市においても同様であり、厳しい財政状況が続く中、今後、多くの施設が修繕や更新時期を迎えます。

また、本市は、平成 22（2010）年 3 月に行財政基盤の充実を目指して、3 町（七宝町、美和町、甚目寺町）の合併により誕生しました。新市基本計画では新市の主要施策として、行財政改革の推進を掲げ、組織機能の合理化や公共施設の維持管理の効率化などの事業を進めることとしています。しかし、現状においては、旧 3 町から多くの公共施設が継承されたままとなっているため、用途が重複・類似する公共施設が存在しており、これらへの対応が課題となっています。

### イ 人口の現状及び見通し

本市の総人口は、高度経済成長期から長期間にわたって増加傾向が続き、合併後も、全国的に人口減少が始まる中で増加を続けてきました。

しかしながら、本市における長期的な将来人口見通しでは、新たな社会増を見込まない限り、自然減の影響により減少局面に転じてしまうことが予測され、また、人口動態に関する見通しでは、少子高齢化が進み、生産年齢人口の減少が予想されているため、人口減少という大きな潮流への対抗、備えが非常に重要となっています。

### ウ 中長期的な経費の見込み

本市が保有する公共施設等の更新（建替費）費用について、今後、高度経済成長期に整備した既存施設が一斉に更新時期を迎え、財政負担が集中して発生することが予想されます。その一方で、高齢化の急速な進展などにより、社会保障に係る費用は年々増大し、さらに生産年齢人口の減少により、長期的には市税収入の減少が予想されるなど、公共施設に係る財源確保はますます厳しくなることが見込まれます。

これらのことから、様々な社会情勢の変化への対応と公共サービスの水準の維持を念頭に置きながらも、財政負担の軽減・平準化と公共施設等の最適な配置をすることが必要であります。

そこで、平成 29（2017）年 3 月に施設の長寿命化や施設保有量の最適化を進めるため、「公共施設等総合管理計画」を策定しました。

また、本計画を推進していくために、平成 31（2019）年 3 月に「あま市公共施設再配置計画（以下、「再配置計画」という。）」を、令和 2（2020）年 3 月に「あま市公共施設長寿命化計画（以下、「長寿命化計画」という。）」を策定し、公共施設マネジメントに取り組んでまいりました。

## (2) 計画策定及び改訂の要請

平成 26 (2014) 年 4 月 22 日に、総務省から地方公共団体に対して公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、「公共施設等総合管理計画」の策定に取り組むよう通知があり、平成 29 (2017) 年 3 月「公共施設等総合管理計画」を策定しました。

その後、平成 30 (2018) 年 2 月 27 日付け総務省通知「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」において「公共施設等総合管理計画」を改訂することが要請されたため、令和 4 (2022) 年 3 月に再配置計画及び長寿命化計画の策定を踏まえた「あま市公共施設等総合管理計画」の改訂を行いました。

## (3) 計画の位置付け

本計画は、第 2 次あま市総合計画に基づくとともに、第 2 次あま市行政改革大綱と関連した全市的な計画であり、各分野の個別施設計画の上位計画に位置する計画となります。

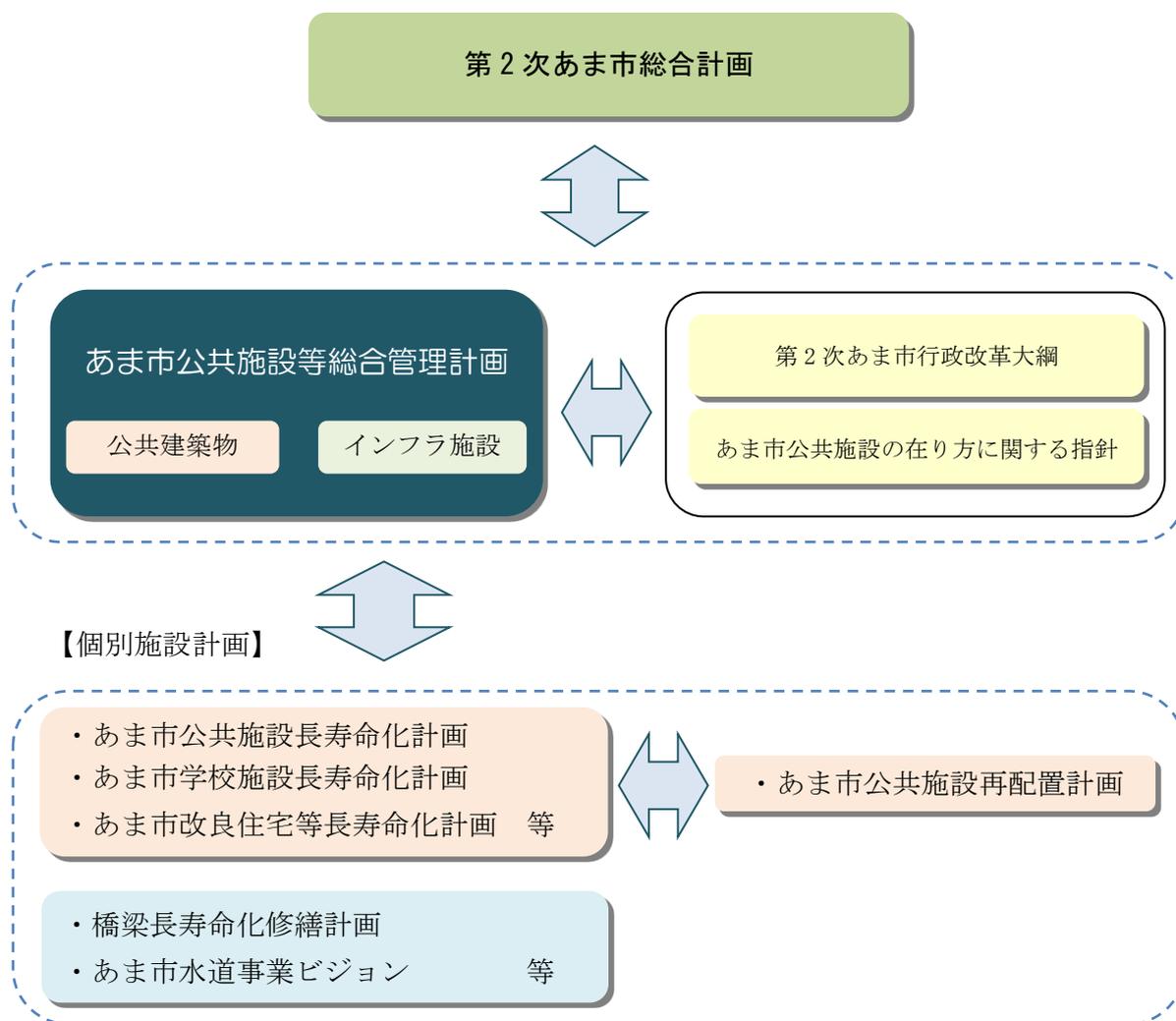


図 1-1 公共施設等総合管理計画の位置付け

## 2 公共施設等の現況

### (1) 公共建築物

#### ア 公共建築物の内訳

平成 30 (2018) 年 12 月時点で公共施設等総合管理計画の対象となる公共建築物の内訳を以下に示します。

本市は、139 施設約 26.4 万㎡の公共建築物を保有しています。

表 2-1 公共建築物の施設数と延床面積

大分類	中分類	施設数	棟数	延床面積 (㎡)
市民文化系施設	集会施設	14	25	17,478.42
	文化施設	1	2	4,781.66
社会教育系施設	図書館	1	1	753.84
	博物館等	4	11	4,940.51
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	6	14	15,886.34
産業系施設	産業会館	2	4	1,640.14
学校教育系施設	学校	17	179	114,260.95
	その他教育施設	4	18	4,214.62
子育て支援施設	保育園	9	17	10,401.34
	幼児・児童施設	31	31	6,007.70
保健・福祉施設	高齢福祉施設	9	19	13,330.36
	障がい福祉施設	4	5	1,375.36
	保健施設	3	4	3,311.36
行政系施設	庁舎	3	26	14,654.20
	その他行政系施設	5	5	1,112.82
公営住宅	公営住宅	21	135	27,369.00
上水道施設	上水道施設	3	8	2,058.26
下水道施設	下水道施設	1	1	620.00
病院施設	病院施設	1	1	19,927.34
合計		139	506	264,124.22

(平成 30 (2018) 年 12 月時点)

※延床面積が 50 ㎡未満の建築物 (施設) は計画の対象外とします。

## イ 建築年度別の公共建築物延床面積

公共建築物の延床面積は、昭和 60（1985）年まで、学校教育系施設が大半を占めています。また、昭和 60（1985）年以降は保健・福祉施設や社会教育系施設を中心に整備を行いましたが、整備量としては減少しています。なお、平成 27（2015）年には市民病院を整備しました。

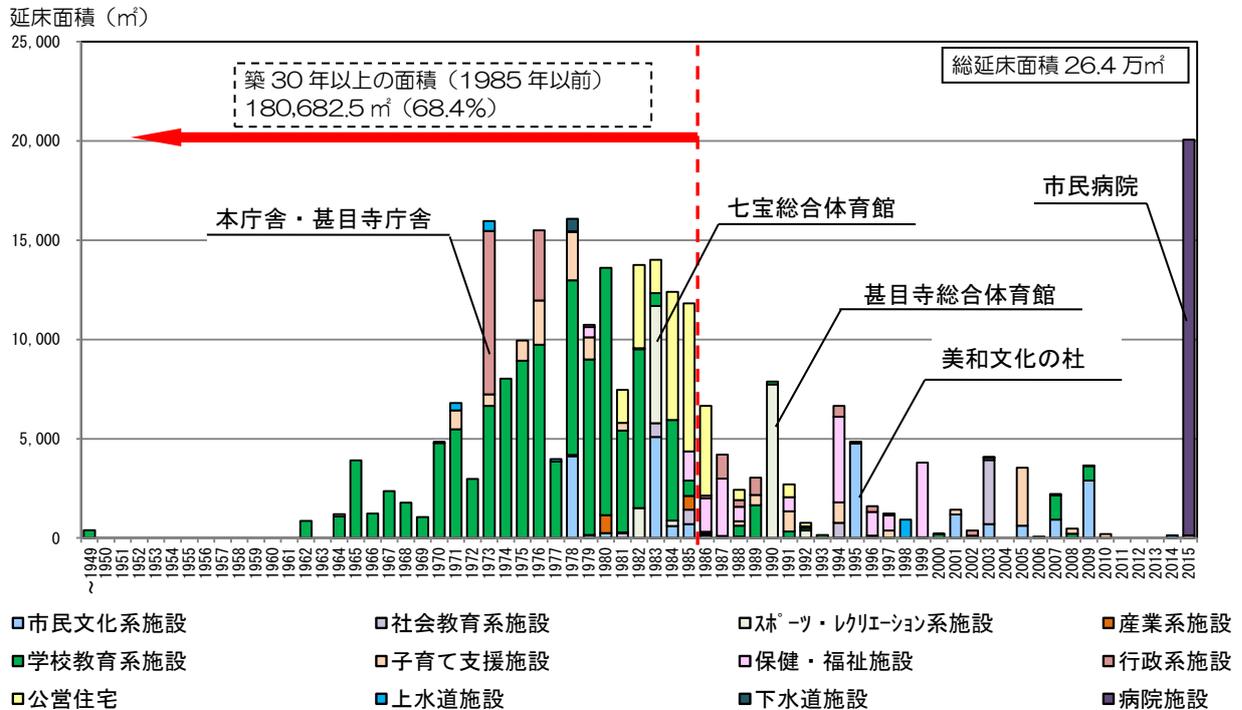
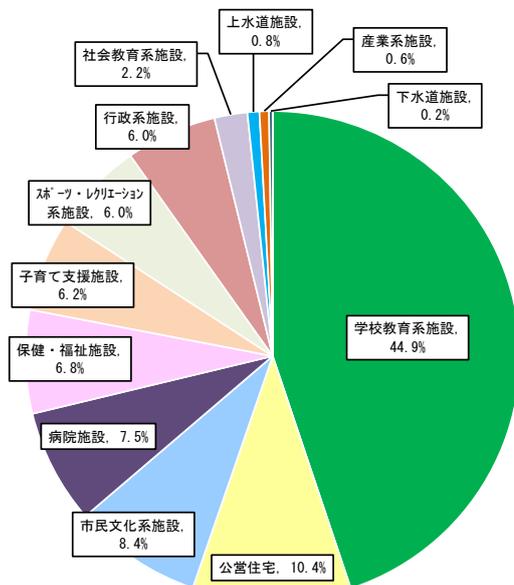


図 2-1 建築年度別の公共建築物延床面積

## ウ 公共建築物延床面積の割合

公共建築物の延床面積の割合は、学校教育系施設が、44.9%で最も多くなっています。次いで、公営住宅が 10.4%、市民文化系施設が 8.4%、病院施設が 7.5%となっています。



分類	割合 (%)
学校教育系施設	44.9
公営住宅	10.4
市民文化系施設	8.4
病院施設	7.5
保健・福祉施設	6.8
子育て支援施設	6.2
スポーツ・レクリエーション系施設	6.0
行政系施設	6.0
社会教育系施設	2.2
上水道施設	0.8
産業系施設	0.6
下水道施設	0.2
合計	100.0

図 2-2 公共建築物延床面積の割合

## (2) インフラ施設

公共施設等総合管理計画では、市内に整備されたインフラ施設のうち、以下の施設を対象とします。

表 2-2 対象インフラ施設と総量

種 別	項 目	総 量
道路等都市基盤施設	道 路	延長 596.97km 面積 2,861,437.45 m <sup>2</sup>
	橋 梁	435 橋
	都 市 公 園	51 か所 (125,799.58 m <sup>2</sup> )
	児童遊園・ちびっ子広場	80 か所 (54,609.46 m <sup>2</sup> )
	排 水 機 場	10 か所
	防 火 水 槽	220 か所
上水道・簡易水道施設	上 水 道	292,796.95m
	簡 易 水 道	10,007.00m
下 水 道 施 設	下 水 道	128,259.00m

(平成 28 (2016) 年 4 月時点)

## (3) 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表しています。数値が 100%に近いほど保有資産が法定耐用年数に近づいていることになります。

表 2-3 有形固定資産の減価償却率

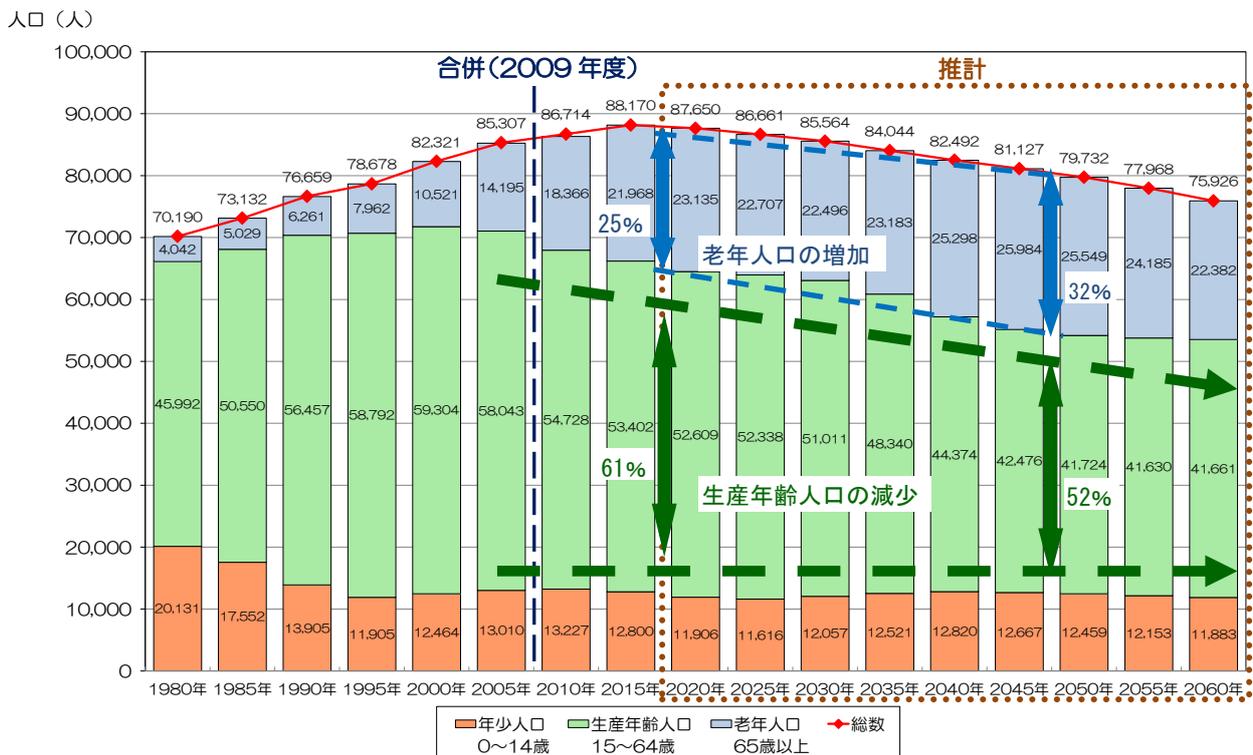
平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
63.8%	65.0%	66.2%	64.9%

### 3 人口の現状及び見通し

#### (1) あま市全体の人口推移と将来推計

本市の人口は、高度経済成長期以降、右肩上がりに推移し、平成 27 (2015) 年には 88,170 人、平成 29 (2017) 年 1 月では 88,663 人と現在も微増を続けています。

一方で、将来人口については、「あま市人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成 28 (2016) 年 2 月策定) において、自然増減と社会増減から影響を分析し、自然増減の影響面では、仮に、合計特殊出生率を、国の長期ビジョンが示す合計特殊出生率の上昇率に準じた場合でも、令和 42 (2060) 年には 75,926 人に減少し、生産年齢人口も同様に減少すると推計しています。



※合併以前は、旧七宝町、旧美和町、旧甚目寺町の人口を合算しています。

平成 22 (2010) 年までは国勢調査人口、平成 27 (2015) 年は、4 月 1 日の住民基本台帳人口であり、令和 2 (2020) 年以降の推計人口は、「あま市人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略」によるものです。

図 3-1 あま市の人口推移

## 4 中長期的な経費の見込みと充当可能な財源の見込み

### (1) 中長期的な経費の見込みと充当可能な財源の見込みの考え方

中長期的な経費の見込みとして、本市が保有する公共建築物及び道路、橋梁、上・下水道などのインフラ施設について今後 50 年間に必要とする費用を試算します。また、充当可能な財源の見込みとして過去の投資的経費の実績（公共施設等の建設・建替えや大規模修繕に用いた費用）との比較を行います。

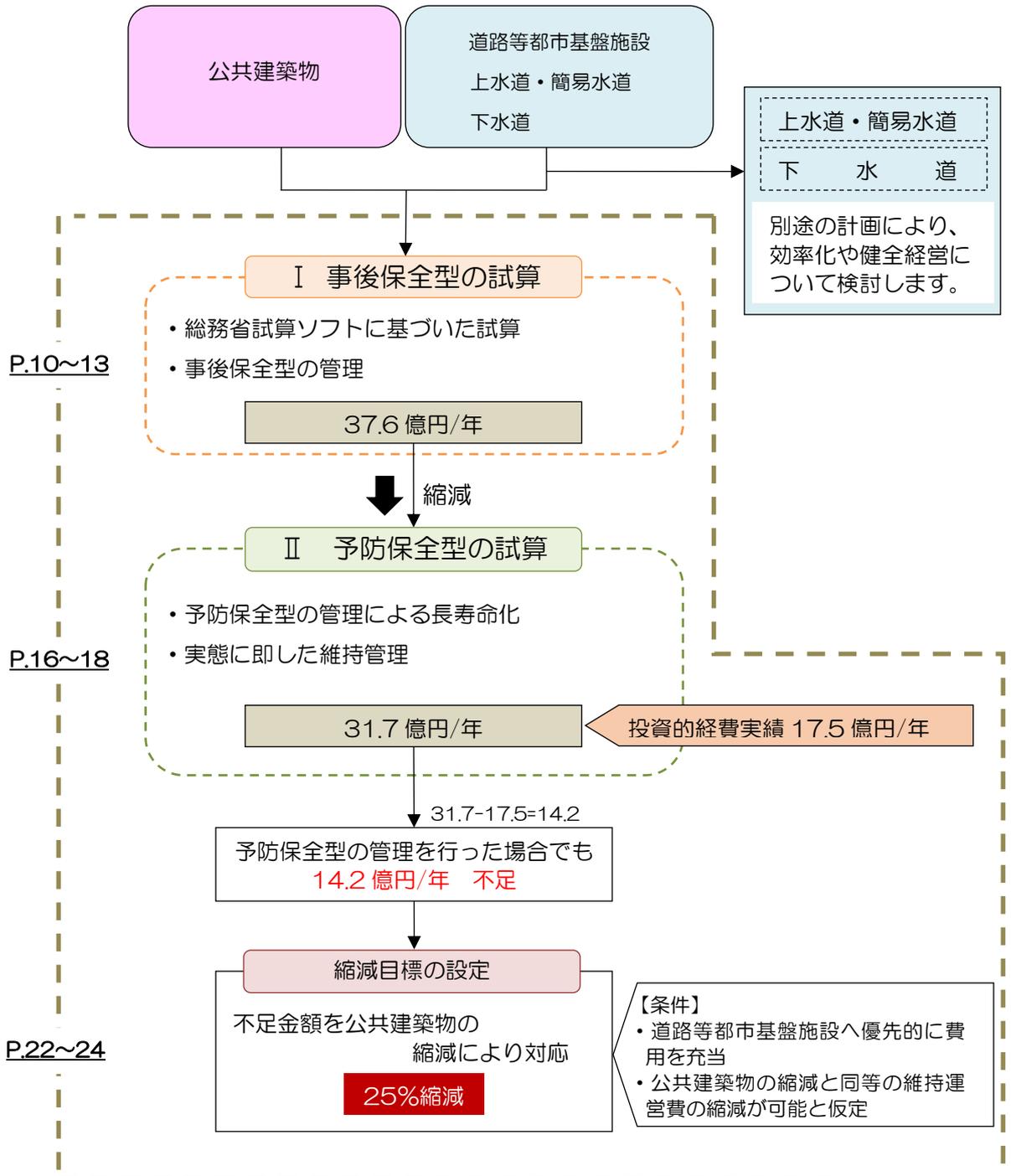


図 4-1 中長期的な経費の見込みと充当可能な財源の見込みの概要

## (2) 中長期的な経費の見込み

本市が保有する公共建築物及び道路等都市基盤施設のうち道路・橋梁、上・下水道施設について、一般財団法人地域総合整備財団が配布している「公共施設更新費用試算ソフト（ver. 2.10）」（以下「総務省試算ソフト」という。）の考え方をを用いて、50年間の更新費用を試算しました。それ以外の道路等都市基盤施設については、総務省試算ソフトの考え方や個別施設計画、固定資産台帳などを参考に50年間の更新費用を試算しました。

### ア 公共建築物（事後保全型）の試算

#### (ア) 計算方法

公共建築物の更新費用試算方法については、以下の報告書を参考としました。

平成23（2011）年3月  
財団法人自治総合センターによる地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書  
（公共施設及びインフラ資産の更新に係る費用を簡便に推計する方法に関する調査研究）

#### (イ) 前提条件

- 試算期間は50年とする。
- 建物の耐用年数は60年とし、築30年で大規模修繕、築60年で更新（建替え）すると仮定する。
- 試算の時点で築31年以上50年以下の施設は今後10年間で均等に大規模修繕を行うものとし、築51年以上経過しているものについては、建替えの時期が近いいため、大規模修繕は実施せず、築60年経過した時点で更新（建替え）する。
- 試算の時点で築60年を超えている施設については、今後10年間で均等に更新（建替え）すると仮定する。
- 大規模修繕及び更新（建替え）の㎡当たり単価は、表4-1のとおりとする。

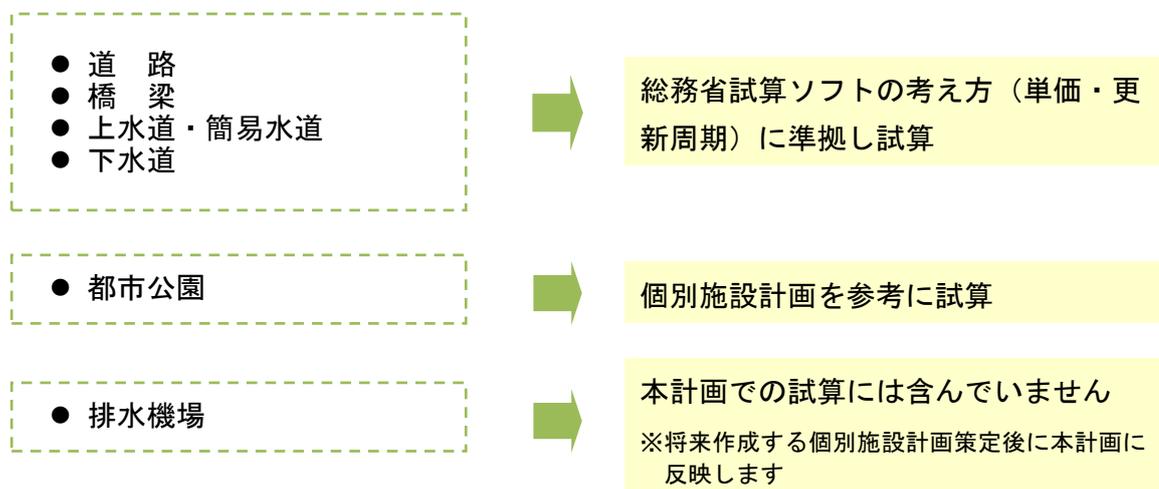
表4-1 更新費用の試算条件

区 分	㎡当たり単価	
	更新（建替え）	大規模修繕
市民文化系施設、社会教育系施設、産業系施設、行政系施設、病院施設	40万円/㎡	25万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設、保健・福祉施設	36万円/㎡	20万円/㎡
学校教育系施設、子育て支援施設	33万円/㎡	17万円/㎡
公営住宅	28万円/㎡	17万円/㎡

## イ インフラ施設の試算

### 計算方法

インフラ施設の更新費用については、各種別ごとに条件を設定し、50年間の試算を行いました。



### (3) 公共建築物更新費用の試算結果 (50年間の更新費用)

表 4-2 公共建築物の更新費用と投資的経費の実績額

区 分	50年間の更新費用	投資的経費の実績 (H23(2011)～H27(2015))	差額
総額	1,353.3 億円	73.6 億円	—
年平均額	27.1 億円/年	14.7 億円/年	▲12.4 億円/年

(億円)

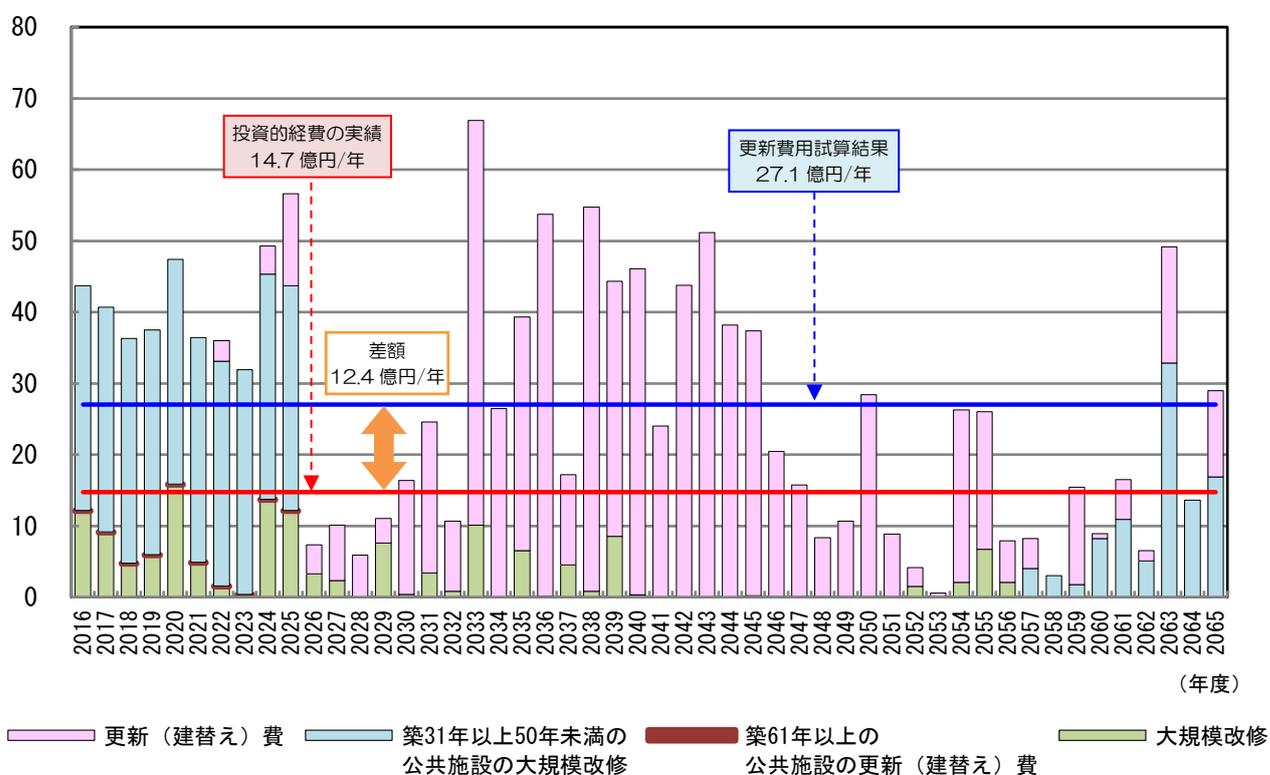


図 4-2 更新費用の将来見込み (公共建築物)

※上記は普通会計を対象とし、病院会計、上下水道会計の施設は含みません。

また、延床面積が 50 m<sup>2</sup>未満の施設は含みません。

※更新費用の試算は、既設公共建築物を現在と同じ規模で更新（建替え）するものとし、新庁舎・新学校給食センターの新築計画等は反映していません。

#### (4) インフラ施設更新費用の試算結果 (50年間の更新費用)

##### ア 総額

表 4-3 インフラ施設の更新費用と投資的経費の実績額 (総額)

種 別	50年間の更新費用	投資的経費の実績 (H23(2011)~H27(2015))
道路等都市基盤施設	524.4億円	14.2億円
上水道・簡易水道施設	457.5億円	14.3億円
下水道施設※	82.1億円	50.2億円

※下水道施設は、上記の更新費用に加えて、当面は新規整備のための費用が必要です。

##### イ 年平均額

表 4-4 インフラ施設の更新費用と投資的経費の実績額 (年平均額)

種 別	50年間の更新費用	投資的経費の実績 (H23(2011)~ H27(2015))	差額
道路等都市基盤施設	10.5億円/年	2.8億円/年	▲7.7億円/年
上水道・簡易水道施設	9.2億円/年	2.9億円/年	▲6.3億円/年
下水道施設※	1.6億円/年	10.0億円/年	+8.4億円/年

※下水道施設は、上記の更新費用に加えて、当面は新規整備のための費用が必要です。

##### ウ 道路等都市基盤施設

道路等都市基盤施設に係る更新費用は、今後50年間で524.4億円であり、そのうち、道路に係る費用が大部分を占めます。

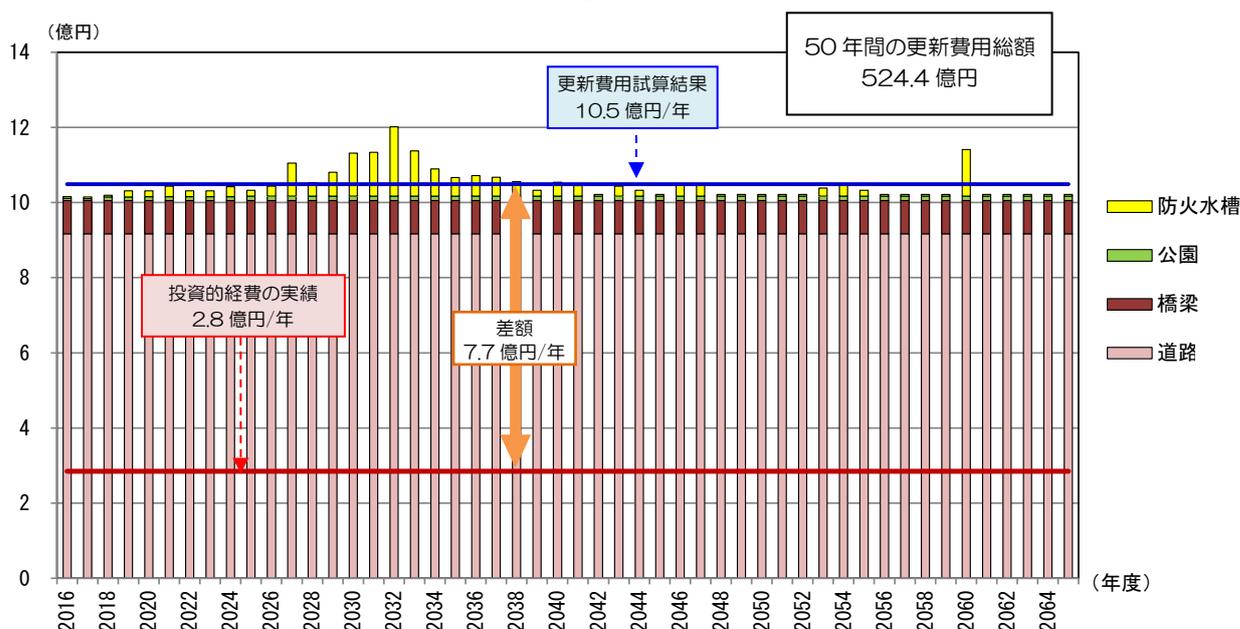


図 4-3 更新費用の将来見込み (道路等都市基盤施設)

## エ 上水道・簡易水道施設

上水道・簡易水道施設に係る更新費用は、今後 50 年間で 457.5 億円であり、年平均 9.2 億円の費用が必要となります。

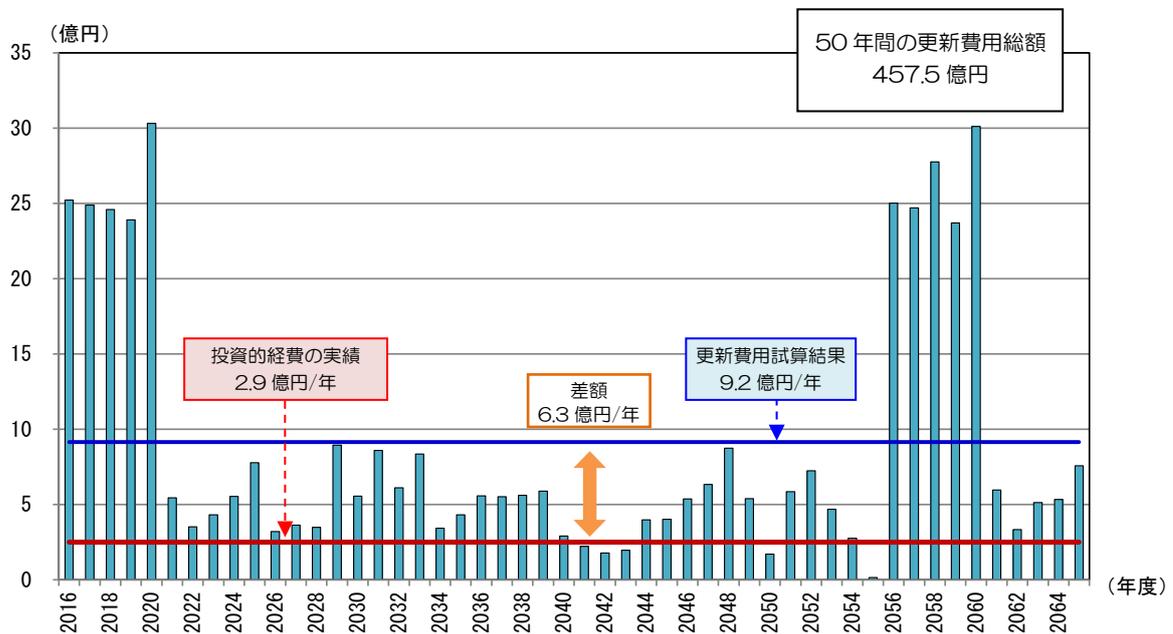


図 4-4 更新費用の将来見込み（上水道・簡易水道施設）

## オ 下水道施設

下水道施設に係る更新費用は、今後 50 年間で 82.1 億円であり、主に 2054 年以降に費用を必要としますが、平成 28 (2016) 年 4 月現在の下水道普及率は 26.0%にとどまるため、更新費用とは別に、新規整備を行うための費用が必要となります。

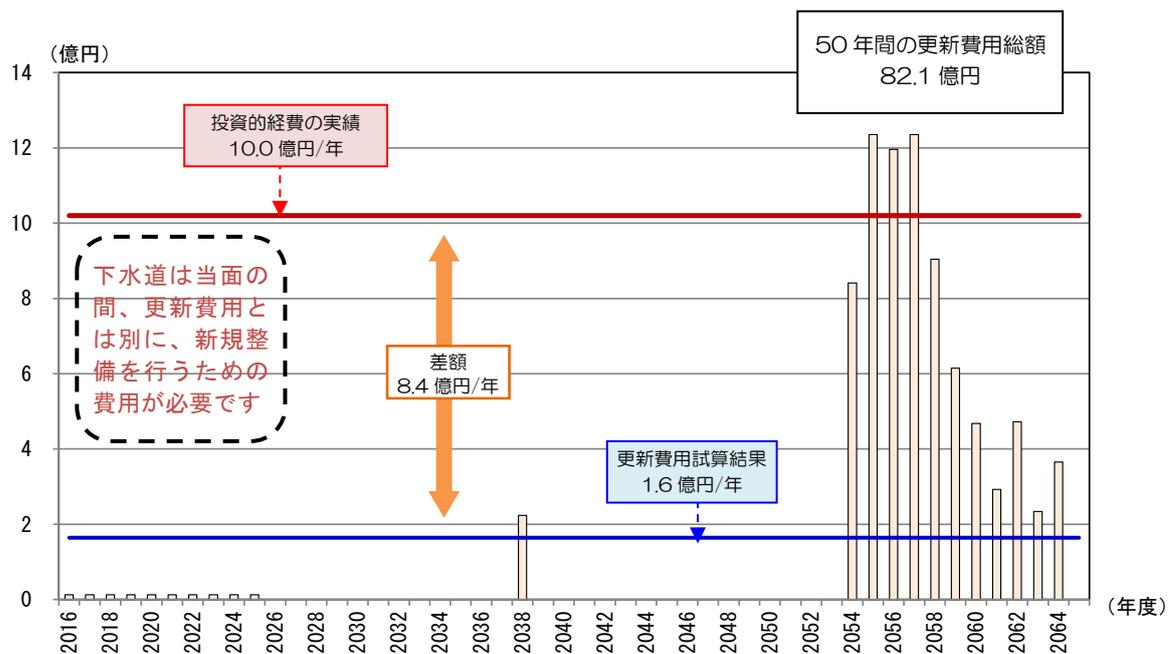


図 4-5 更新費用の将来見込み（下水道施設）

## (5) 公共施設等（公共建築物＋道路等都市基盤施設）更新費用の試算結果

### ア 総額

表 4-5 公共施設等の更新費用と投資的経費の実績額（50年間総額）

種別	50年間の更新費用	投資的経費の実績 (H23(2011)～H27(2015))
公共建築物	1,353.3 億円	73.6 億円
道路等都市基盤施設	524.4 億円	14.2 億円
合計	1,877.7 億円	87.8 億円

### イ 年平均額

表 4-6 公共施設等の更新費用と投資的経費の実績額（年平均額）

種別	50年間の更新費用	投資的経費の実績 (H23(2011)～ H27(2015))	差額
公共建築物	27.1 億円/年	14.7 億円/年	▲12.4 億円/年
道路等都市基盤施設	10.5 億円/年	2.8 億円/年	▲7.7 億円/年
合計	37.6 億円/年	17.5 億円/年	▲20.1 億円/年

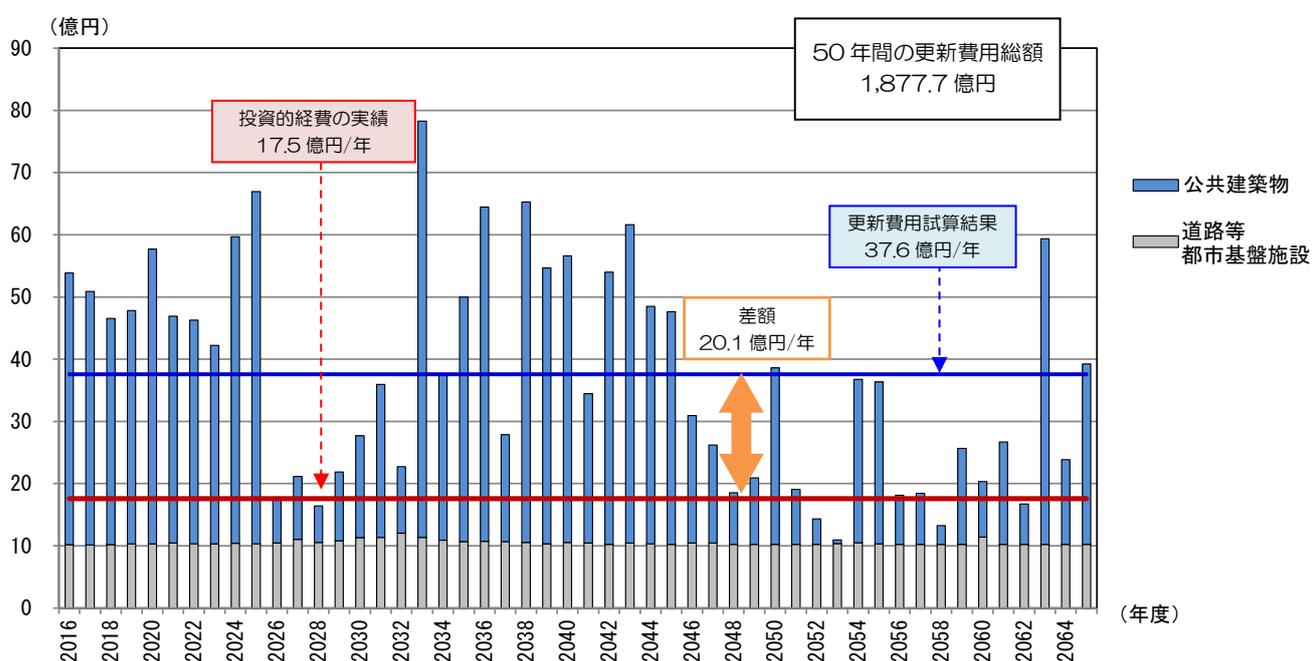


図 4-6 更新費用の将来見込み（公共建築物＋道路等都市基盤施設）

## (6) 予防保全型の管理の導入

### ア 公共建築物の予防保全型管理の試算

#### (ア) 予防保全型の考え方

(2)～(5)では、総務省の考え方(以下「事後保全型」という。)による管理を行った場合に必要な更新費用を試算しました。

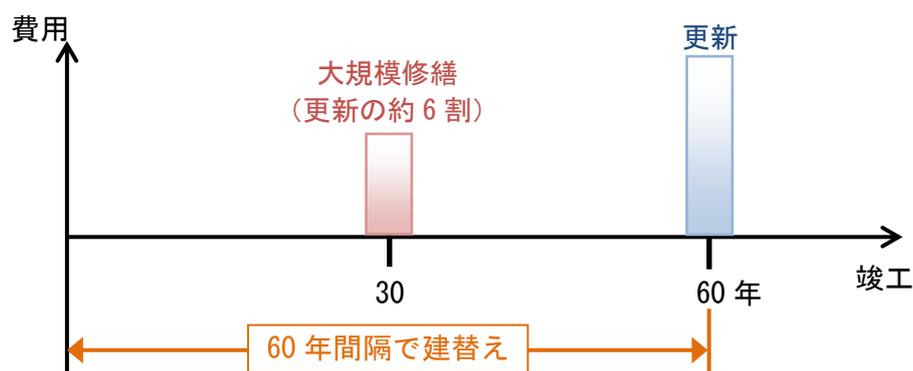
過去の投資的経費と更新費用の試算結果を比較した結果、試算結果に対して大きく不足することが確認できました。そこで、財源の不足を圧縮するために、施設の長寿命化を図り、更新時期を遅らせ、更新費用を縮減することを検討します。

コストを縮減するために「予防保全」の考え方を取り入れて、試算を行い、コスト縮減効果を確認します。事後保全型では建築物の耐用年数を60年と想定するのに対し、「予防保全」の考え方では適切な時期に修繕を行うことで、耐用年数を80年まで延ばすものと想定しています。

それぞれの試算の考え方は次のとおりです。

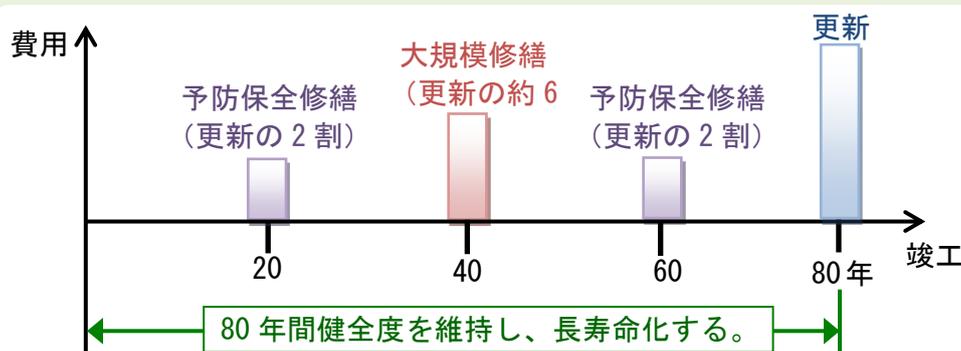
#### I 事後保全型

建設後30年経過後に、大規模修繕を行い、耐用年数(60年)経過後に、現在と同じ延床面積で更新する。



#### II 予防保全型

建築物の部位又は設備に不具合・故障が生じる前に、部分又は部品を修繕・交換し、80年経過後に現在と同じ延床面積で更新する。



## (イ) 前提条件

- 試算期間は50年とする。
- 建物の耐用年数は80年とし、築40年で大規模修繕、築20年と60年で予防保全修繕、築80年で更新（建替え）すると仮定する。
- 試算の時点で築41年以上60年以下の施設は今後10年間で均等に大規模修繕を行うものとし、築61年以上経過しているものについては、建替えの時期が近いため、大規模修繕は実施せず、築80年経過した時点で更新（建替え）する。
- 大規模修繕及び更新（建替え）の㎡当たり単価は、表4-7のとおりとする。
- 表4-7の㎡当たり単価には、設計費用、仮移転費用、更新（建替え）に伴う解体費用等は含むが、日常の修繕費などの維持補修費は含まない。

表 4-7 更新費用の試算条件

区 分	㎡当たり単価		
	更新	大規模修繕	予防保全修繕※
市民文化系施設、社会教育系施設、産業系施設、行政系施設、病院施設	40万円/㎡	25万円/㎡	8万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設、保健・福祉施設	36万円/㎡	20万円/㎡	7万円/㎡
学校教育系施設、子育て支援施設	33万円/㎡	17万円/㎡	7万円/㎡
公営住宅	28万円/㎡	17万円/㎡	6万円/㎡

※総務省試算ソフトを用いて予防保全に係る費用を設定（更新費用の2割程度）

## イ インフラ施設の合理的な管理を行った場合の試算

インフラ施設については、長寿命化計画などの個別施設計画が作成されている場合は、その費用を本計画に反映します。また、個別施設計画が作成されていない場合には、必要に応じて、実際の維持管理に即した費用を見込みます。

本資料では、道路、上水道、下水道、公園（都市公園のみ）について、本市の維持管理実態に即した試算を実施しています。

道路	I 事後保全型 15年ごとに再舗装	II 予防保全型（実態に即した維持管理） 1、2級市道は15年ごと、 上記以外の市道は30年ごとに再舗装
上水道	I 事後保全型 40年ごとに更新	II 予防保全型（実態に即した維持管理） 60年ごとに更新（厚労省資料より）
下水道	I 事後保全型 50年ごとに更新	II 予防保全型（実態に即した維持管理） 75年ごとに更新（国交省資料より）
都市公園	I 事後保全型 あま市公園施設長寿命化計画による費用を反映	II 予防保全型 あま市公園施設長寿命化計画による費用を反映

## ウ 予防保全的な管理によるコスト削減効果の試算

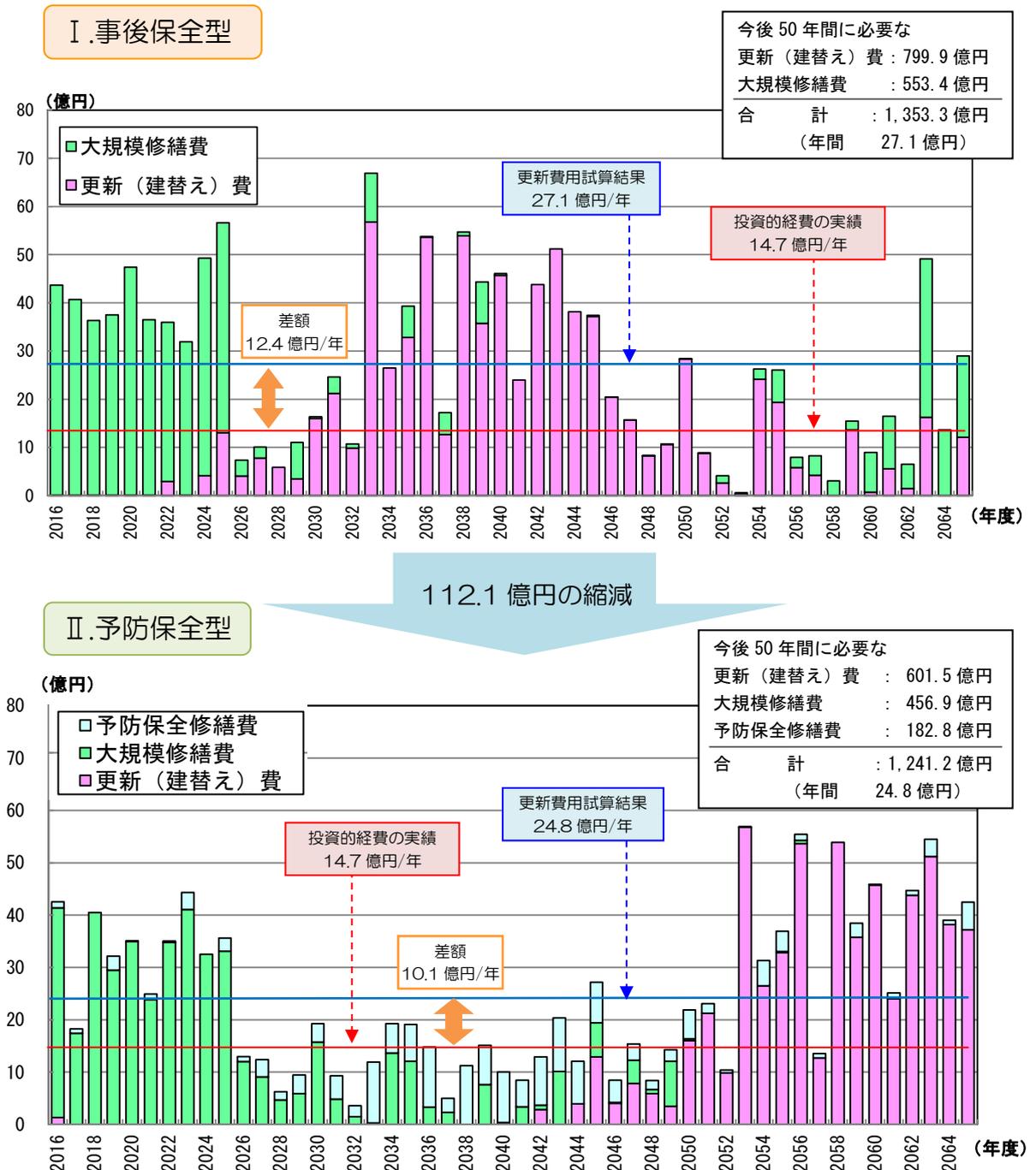
事後保全型での試算と予防保全型の管理を取り入れた場合の更新費用の試算結果を比較します。

### (ア) 公共建築物

予防保全型の管理を実施した場合、今後 50 年間に必要となる費用が 1353.3 億円から 1241.2 億円に 112.1 億円の削減を図ることができます。

しかしながら、予防保全型の管理を実施しても、過去の投資的経費の平均額では更新費用を賄うことができません。⇒公共建築物総量の削減検討が必要となります。

図 4-7 更新費用の将来見込みの比較 (公共建築物)



## (イ) 道路等都市基盤施設

道路等都市基盤施設について、個別施設計画による長寿命化や本市の実態を考慮した効率的な維持管理を行った場合の試算結果を以下に示します。

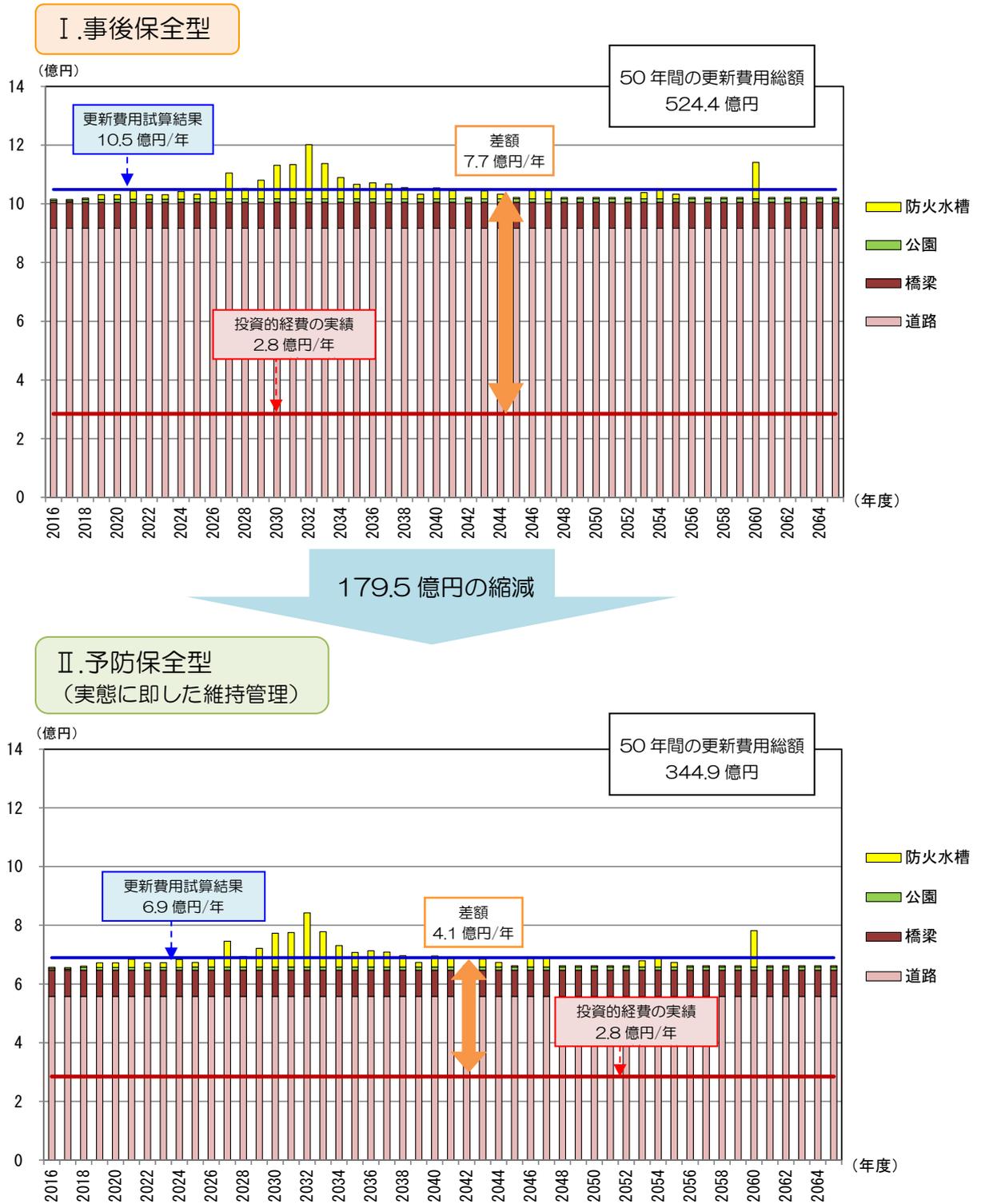


図4-8 更新費用の将来見込みの比較 (道路等都市基盤施設)

(ウ) 公共施設等（公共建築物＋道路等都市基盤施設）まとめ

公共建築物と道路等都市基盤施設にそれぞれ長寿命化や効率的な維持管理を行った場合、今後 50 年間に必要となる費用が 1,877.7 億円から 1,586.1 億円に 291.6 億円の縮減を図ることが可能となります。

しかしながら、過去 5 年間の投資的経費の実績と比較した場合、14.2 億円/年の費用が不足します。

① 総額

表 4-8 公共施設等の試算結果（50 年間総額）

種別	I 事後保全型の試算結果	II 予防保全型の試算結果	投資的経費の実績 (H23(2011)～ H27(2015))
公共建築物	1,353.3 億円	1,241.2 億円	73.6 億円
道路等都市基盤施設	524.4 億円	344.9 億円	14.2 億円
合計	1,877.7 億円	1,586.1 億円	87.8 億円

② 年平均額

表 4-9 公共施設等の試算結果（年平均額）

種別	I 事後保全型の試算結果	II 予防保全型の試算結果	投資的経費の実績 (H23(2011)～ H27(2015))	予防型保全の試算結果と 投資的経費の実績の差額
公共建築物	27.1 億円/年	24.8 億円/年	14.7 億円/年	▲10.1 億円/年
道路等都市基盤施設	10.5 億円/年	6.9 億円/年	2.8 億円/年	▲4.1 億円/年
合計	37.6 億円/年	31.7 億円/年	17.5 億円/年	▲14.2 億円/年

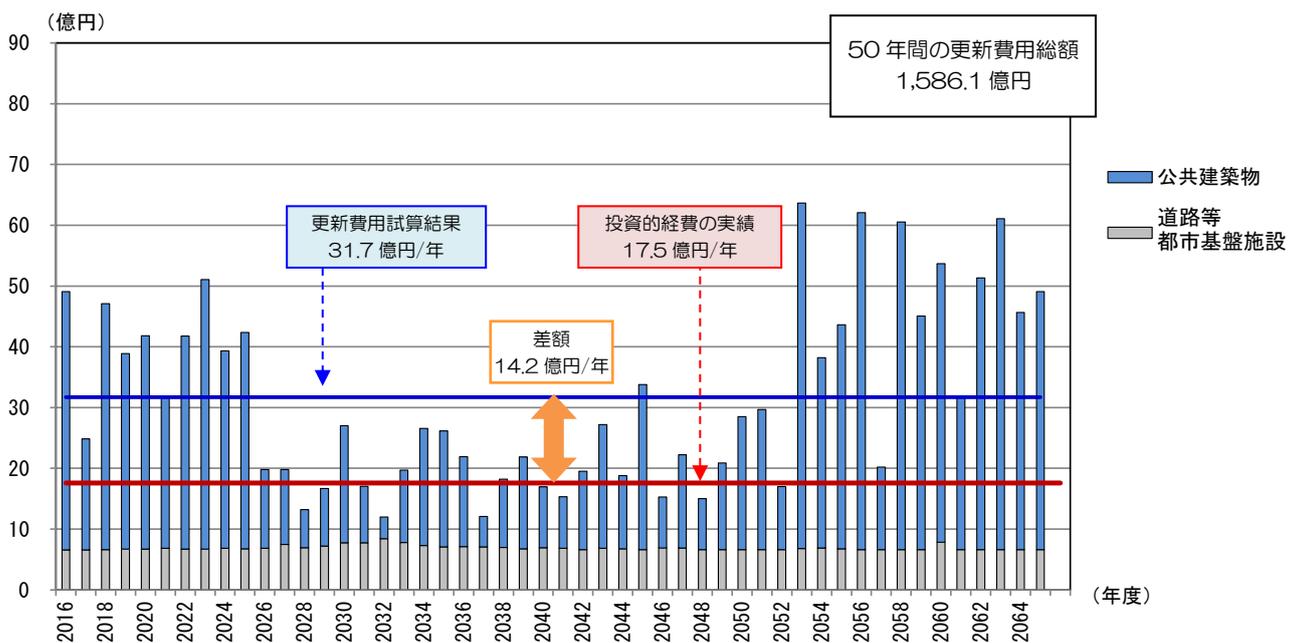


図 4-9 更新費用の将来見込み（公共建築物＋道路等都市基盤施設）

## (エ) 上水道・簡易水道施設

長寿命化や効率的な維持管理を行った場合、今後 50 年間に必要となる費用は、457.5 億円から 257.3 億円で縮減され、200.2 億円の縮減を図ることが可能となります。

### ① 総額

表 4-10 上水道・簡易水道施設の試算結果 (50 年間総額)

種 別	I 事後保全型の 試算結果	II 予防保全型の 試算結果	投資的経費の実績 (H23(2011)～ H27(2015))
上水道・簡易水道	457.5 億円	257.3 億円	14.3 億円

### ② 年平均額

表 4-11 上水道・簡易水道施設の試算結果 (年平均額)

種 別	I 事後保全型 の試算結果	II 予防保全型 の試算結果	投資的経費の実績 (H23(2011)～ H27(2015))	予防保全の試算結果と 投資的経費の実績の差額
上水道・簡易水道	9.2 億円/年	5.2 億円/年	2.9 億円/年	▲2.3 億円/年

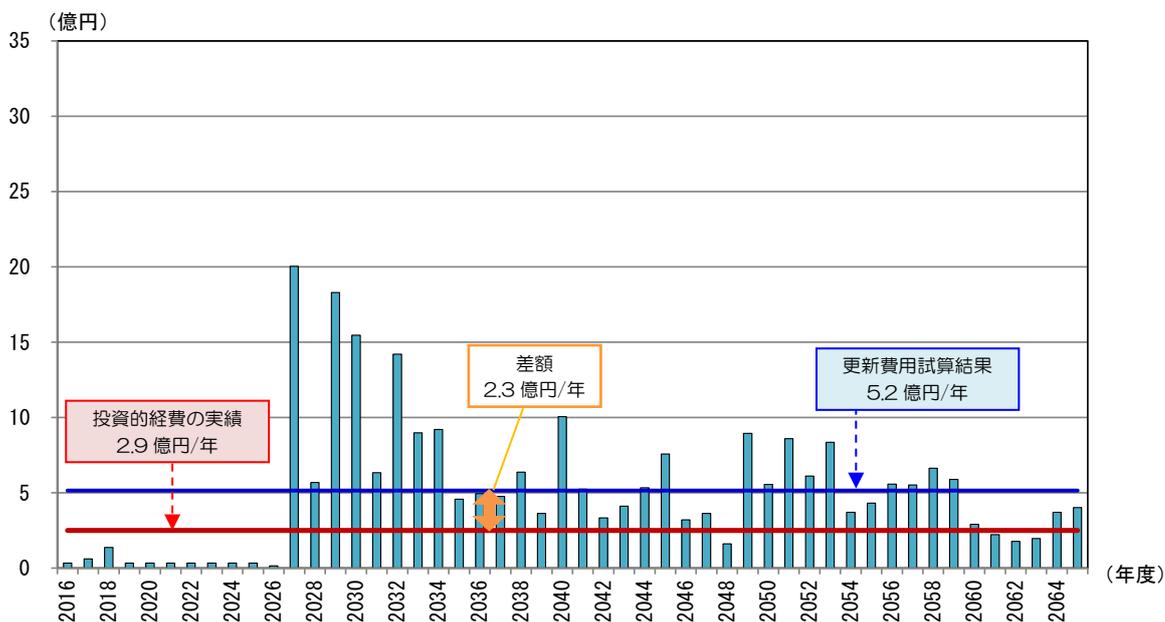


図 4-10 予防保全型の更新費用の将来見込み (上水道・簡易水道施設)

「あま市水道事業ビジョン」は、効率的な事業運営を図りながら、老朽化施設の更新や耐震化などの施設の強靱化を進め、将来にわたって安全で安定した水道水の供給を目標として定めています。そのため、本計画では、企業会計である上水道事業については、縮減目標の設定の対象外とします。また、特別会計である簡易水道事業についても、同様に縮減目標設定の対象外とします。

(オ) 下水道施設

本市では下水道の整備が始まって間もないため、今後 50 年程度は、更新に必要な大きな費用は発生しない見込みです。

しかしながら、平成 28 (2016) 年 4 月現在の下水道普及率は 26.0%にとどまるため、更新費用とは別に、引き続き新規整備を行うための費用が必要となります。

① 総額

表 4-1 2 下水道施設の試算結果 (50 年間総額)

種 別	I 事後保全型の 試算結果	II 予防保全型の 試算結果	投資的経費の実績 (H23(2011)～ H27(2015))
下 水 道	82.1 億円	4.3 億円	50.2 億円

② 年平均額

表 4-1 3 下水道施設の試算結果 (年平均額)

種 別	I 事後保全型 の試算結果	II 予防保全型 の試算結果	投資的経費の実績 (H23(2011)～ H27(2015))	予防型保全の試算結果と 投資的経費の実績の差額
下 水 道	1.6 億円/年	0.1 億円/年	10.0 億円/年	+9.9 億円/年

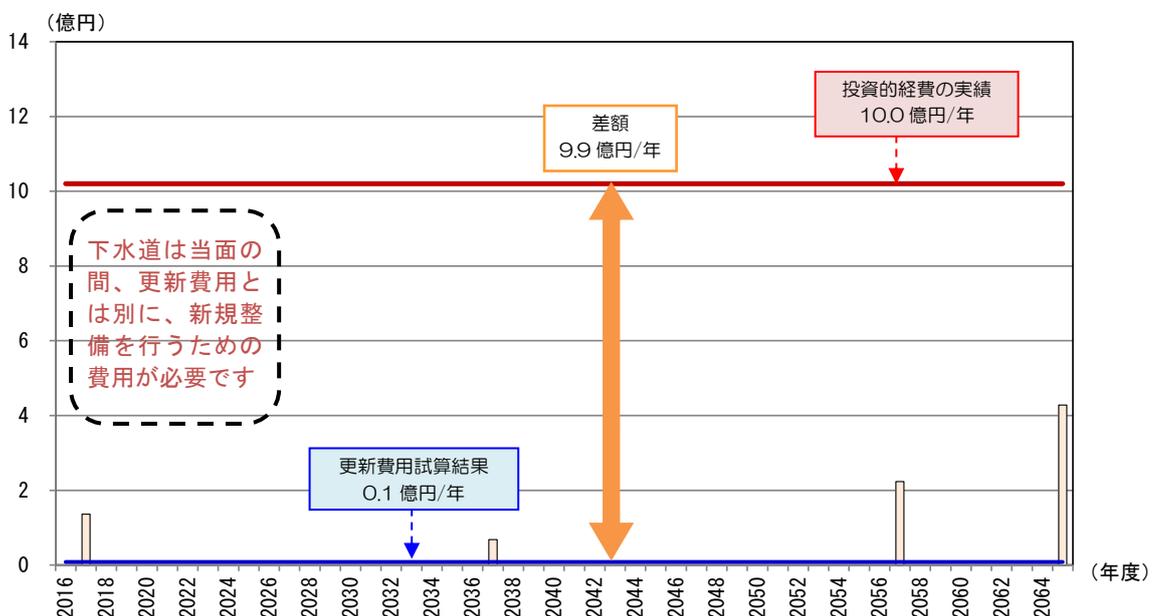


図 4-1 1 予防保全型の更新費用の将来見込み (下水道施設)

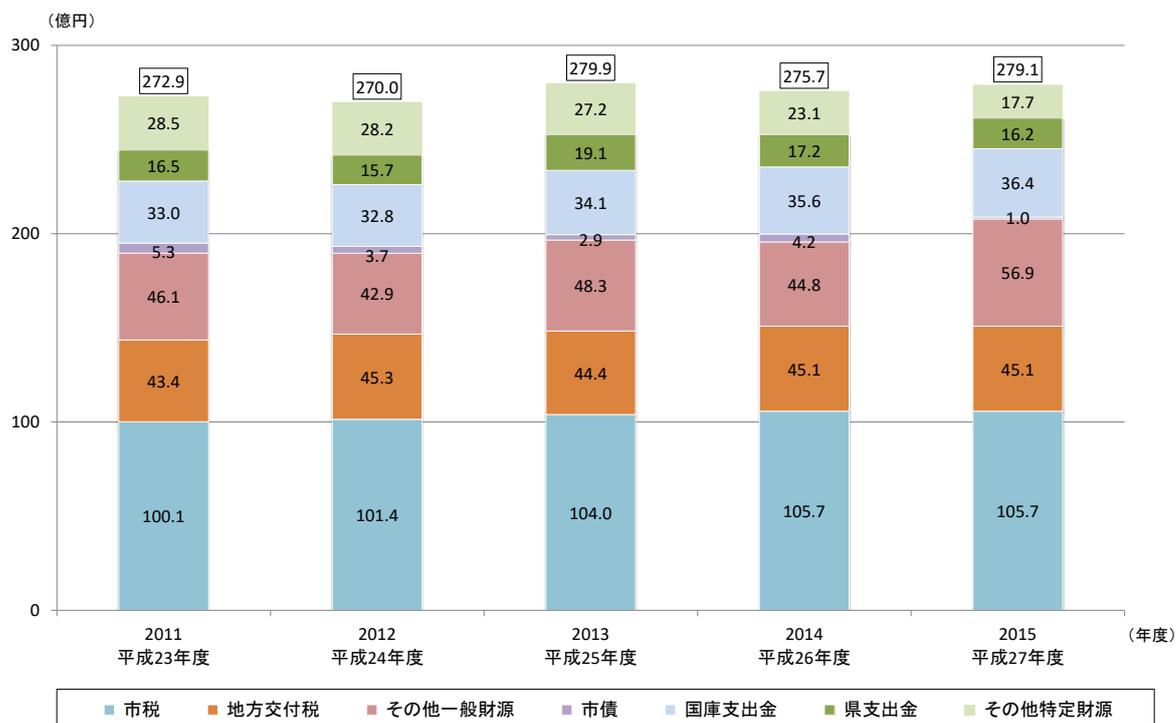
「あま市污水適正処理構想」では、財政面を考慮した上で、今後の下水道の整備目標を定めています。そのため、本計画では、企業会計である下水道事業については、縮減目標等の設定の対象外とします。

## (7) 充当可能な財源の見込み

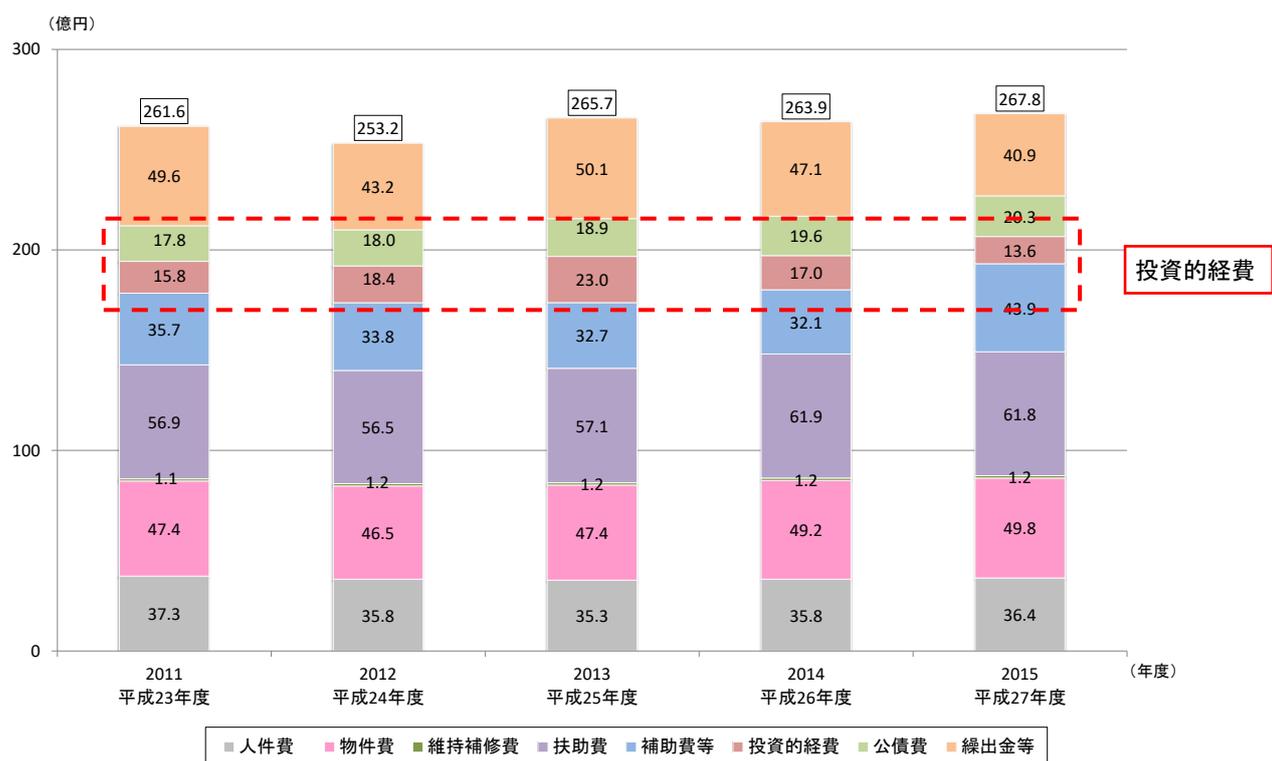
本市の歳入は、合併以降において歳入総額については、増加傾向にあります。自主財源となる市税収入は、100億円程度で推移しています。

また、歳出は、社会保障経費の増加が影響し、扶助費が大きく伸びている一方で、投資的経費については、14億円から23億円程度と低い水準で推移しております。

### ア 歳入



### イ 歳出



## (8) 縮減目標の設定

### ア 縮減の必要性

今後予想される投資的経費の不足に対応するため、予防保全的な管理を行い、施設の長寿命化によるコスト縮減を図った場合の試算を行いました。その結果、現状の公共建築物をそのまま保有し続けることは、厳しい状況であることが確認されました。

下表に示すように、公共施設等（公共建築物+道路等都市基盤施設）の更新費用の不足額は年平均で14.2億円となっており、55%しか確保できない状況です。

そのため、不足を解消するために、公共建築物の延床面積の縮減を行うことで対応することとし、公共建築物の適正な保有量を検討します。

表4-14 公共施設等の更新費用不足額と充足率

種別	Ⅱ 予防保全型の試算結果	過去の投資的経費の平均	不足額	充足率
公共建築物	24.8 億円/年 (1,241.2 億円)	14.7 億円/年	▲10.1 億円/年	59%
道路等都市基盤施設	6.9 億円/年 (344.9 億円)	2.8 億円/年	▲4.1 億円/年	41%
合計	31.7 億円/年 (1,586.1 億円)	17.5 億円/年	▲14.2 億円/年	55%

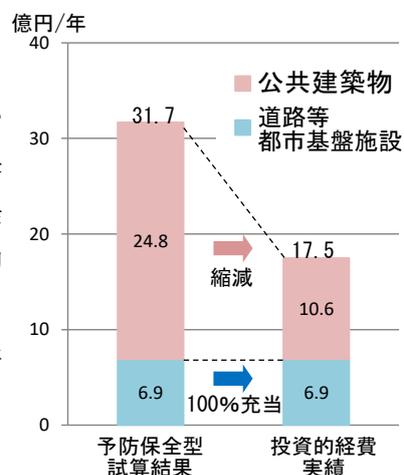
※（ ）内は50年間の総額

### イ 縮減の考え方

#### (ア) 公共建築物への充当可能費用

保有する資産のうち、道路等都市基盤施設については、総量の縮減が原則困難であることから、予防保全型の維持管理によるコスト縮減を図ることを前提として、試算した更新費用に対して、優先的に投資的経費を充当するものと仮定します。

そのため、財源の不足額（14.2億円/年）は、公共建築物の延床面積の縮減により補うこととします。



#### ■ 公共建築物に充当可能な投資的経費

= 投資的経費の実績 - 道路等都市基盤施設の試算結果

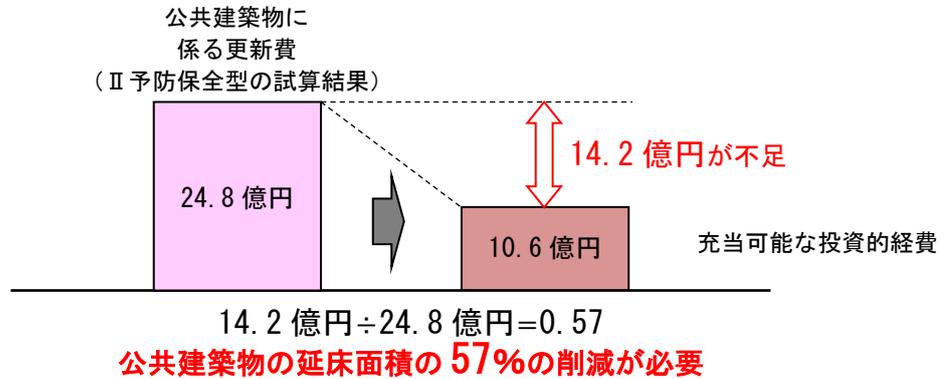
= 17.5 億円/年 - 6.9 億円/年 = 10.6 億円/年

⇒ 公共建築物の更新費用 24.8 億円/年から 10.6 億円/年に 14.2 億円/年縮減することが必要

## (イ) 公共建築物の縮減

### ① 建築物の更新費の縮減のみで対応する場合

(ア) で示したように、道路等都市基盤施設に投資的経費を優先的に充当する場合は、公共建築物に充当可能な投資的経費は 10.6 億円/年となります。更新費用と釣り合いを取るためには、下図に示すように、公共建築物の延床面積を 57%縮減する必要があり、最低限の公共サービスを提供することは困難となります。



### ② 建築物の縮減に伴う維持運営費の転用を考慮する場合

公共サービスを提供するためには、公共建築物の更新費用（修繕費と更新（建替え）費）のほか、公共サービスを展開するための運営費や日常の維持管理費が必要です。

運営費や維持管理費にも多くの費用が必要ですが、建築物の縮減に伴い、それらの費用も縮減されるため、縮減された費用は更新費用に転用できるものと仮定します。

#### ■ 公共建築物の維持管理、運営に係る費用

本市の全ての公共建築物の維持管理費や運営費の合計は年間 35.4 億円です。（平成 25(2013)～27(2015) 年度の実績額の平均）



全ての公共建築物の維持管理、運営費は 35.4 億円/年

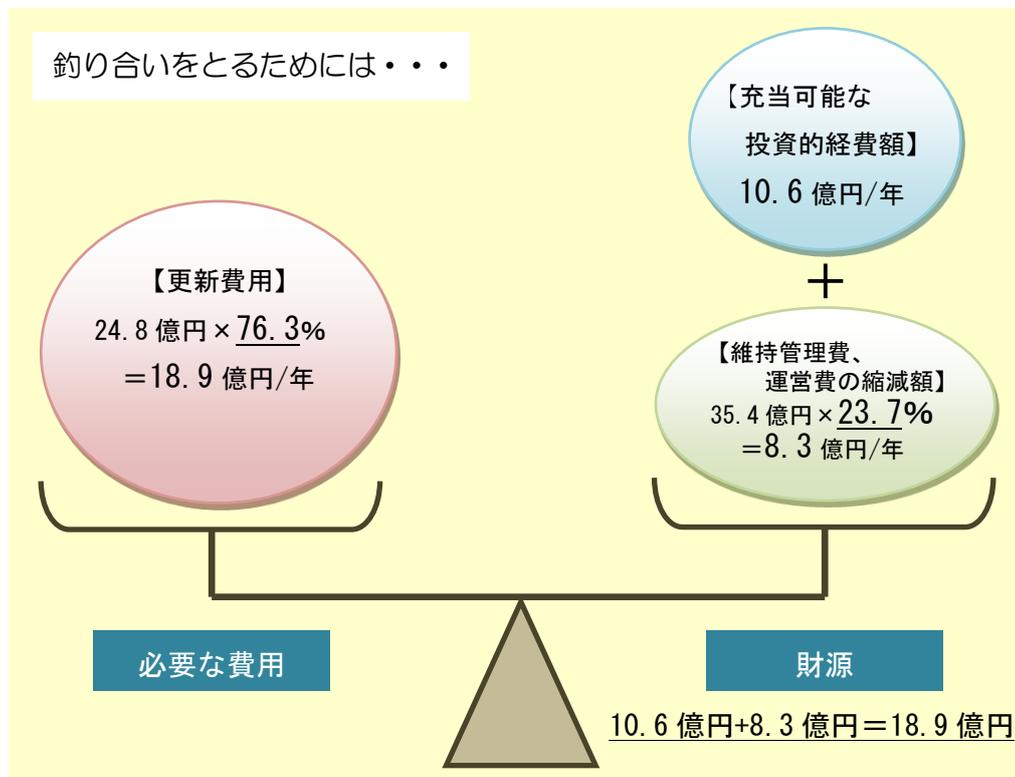
建築物を廃止した場合、維持管理費や運営費も縮減できる。

縮減した費用は、他施設の更新費用に転用できるものと仮定します。

例えば、延べ床面積の 25%にあたる建築物を廃止・譲渡すると・・・  
 $35.4 \text{ 億円} \times 25\% = 8.85 \text{ 億円}$  の費用を  
他の施設の更新費用に転用することができるものとします。

## ■公共建築物の縮減率の算定

公共サービスの継続や財政の健全化を図るために、公共建築物の延床面積（総量）を縮減することにより、“必要な費用”と“財源”の釣り合いを取る必要があります。



必要な費用と財源の釣り合いをとるためには・・・

公共施設の延床面積を 23.7%縮減することや維持管理、運営費の抑制に努める必要があります。



景気や社会環境の変化によって、公共施設へのニーズや財源状況が影響を受ける可能性を考慮し、

本計画における公共建築物の縮減目標は 25%とします

(9) 公共施設等の維持管理・修繕、改修、更新等に係る経費の見込み

50年間の公共施設の維持管理・修繕、改修、更新等に係る経費の見込みは以下の通りとなります。

表4-15 50年間の公共施設の維持管理・修繕、改修、更新等に係る経費の見込み

(億円)

		維持管理 ・修繕  (①)	改修  (②)	更新等  (③)	合計  (④) <small>(①+②+③)</small>	耐用年数 経過時に 単純更新 した場合 (⑤)	長寿命化 対策等の 効果額 (⑤-④)
普通会計	建築物	50.3	199.2	379.0	628.5	892.1	263.6
	インフラ施設	0	0	344.9	344.9	524.4	179.5
	計	50.3	199.2	723.9	973.4	1,416.5	443.1
公営事業 会計	建築物	0	65.7	0	65.7	49.9	-15.8
	インフラ施設	0	0	261.6	261.6	539.6	278.0
	計	0	65.7	261.6	327.3	589.5	262.2
建築物計		50.3	264.9	379.0	694.2	942.0	247.8
インフラ施設		0	0	606.5	606.5	1,064.0	457.5
合計		50.3	264.9	985.5	1,300.7	2,006.0	705.3

※上記は、再配置計画において、「廃止予定の施設」、「屋外施設が中心となる施設」とした施設及び公営住宅、上水道施設、下水道施設、既に解体が見込まれている施設は含みません。

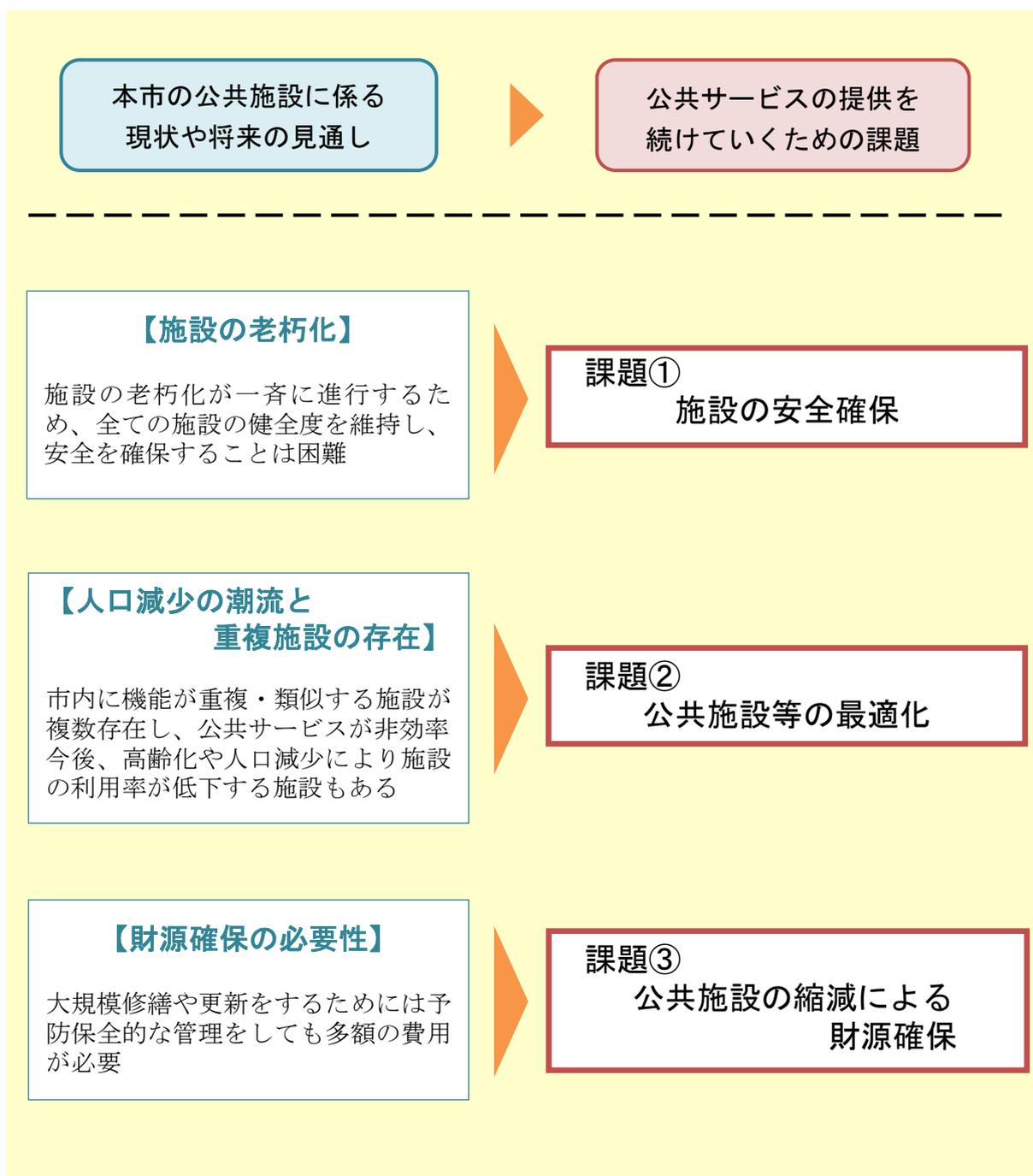
また、延床面積が200㎡未満の施設は含みません。

※学校給食センターは、あま市学校給食センターとしております。

※庁舎は、新庁舎を建設した場合を想定しています。

## (10) 現状や課題に対する基本認識

本市の公共施設等を取り巻く現状や将来の見通しについて、前頁までにおいて状況を把握してきました。その結果、公共施設等を将来にわたって適切に維持し、公共サービスを提供するためには以下の事項が課題となります。



## 5 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

### (1) 計画期間

#### 計画期間

平成 29 (2017) 年度～令和 48 (2066) 年度 (50 年間)

公共施設等総合管理計画における計画期間は、平成 29 (2017) 年度から令和 48 (2066) 年度までの 50 年間とし、「第 2 次あま市総合計画」等の関連計画との整合を図りつつ、地域の実情、社会情勢の変化などに対応して 10 年ごとに計画の見直しを行っていきます。

関連計画は、およそ 5～10 年間の短い計画期間が設定されていますが、総合管理計画では、施設のライフサイクルを考慮した長期的な視点での検討を行う必要があります。今後、本市では、公共施設等の更新（建替え）が、20～50 年後にかけてピークを迎えることが見込まれるため、計画期間は 50 年間と設定します。

### (2) 全庁的な取組体制の構築

公共施設等総合管理計画を着実に推進していくためには、従来の庁内部署の枠を超え、全庁が一丸となって取り組むための庁内組織体制を構築する必要があります。

企画、総務、財政や公共建築物・インフラ施設の所管課と連携を図りながら、将来的には、本市の全ての公共施設等について、総合管理計画に基づいた一元的な管理体制を行うことができるよう検討していきます。

### (3) 情報管理・共有方策

本市が保有する多種多様な公共施設等は、公共サービスの提供の場や都市基盤として重要な資産であることから、保有状況や維持管理状況などの情報については、庁内で一元的に取り扱い、効果的に活用していく必要があります。

情報の共有化策として、各所管課が作成するデータを他部署においても閲覧できるように整理します。また、庁内 LAN を活用し、各所管課からそれぞれの情報にアクセス可能とします。また共有に際しては、「共有ルール」を設定し、セキュリティを確保した上で、効率的な活用を図ります。

#### (4) 公共施設等の管理に関する3つの視点

本市の公共施設等を取り巻く課題の解決に向けて、以下の3つの視点から取り組んでいきます。

##### I

#### 公共施設等の安全確保

- 定期点検や必要な修繕を実施し、市民活動や経済活動を行うための安全で快適な施設や道路等都市基盤を提供します
- 定期点検結果をもとに健全度を把握し、修繕の優先順位、時期を設定するなど、計画的な修繕を推進し、修繕の効率化や長寿命化に繋がるよう努めます

##### II

#### 公共建築物の縮減

- 合併に伴い、類似機能を有する施設が市内に複数存在するため、利用状況や施設の老朽化の状況などを踏まえ、統廃合を積極的に推進します
- 施設の統廃合につながる場合を除き、新規の施設整備は原則として行いません
- 少子化に伴う利用者の減少に対応するため、施設の転用や縮小を図ります
- 施設の利用圏域を考慮した、広域的な活用を推進します

##### III

#### コストの縮減

- 市民ニーズに対応した維持運営の適正化を行い、効率的な維持管理、運営や施設サービスの維持・向上を図りながら、コスト縮減を図ります
- 更新等による初期費用や維持管理、運営コストを含めたライフサイクルコストの縮減を行います
- 維持管理、運営において、民間活力を積極的に導入し、コスト縮減に向けた効率化を図ります
- 予防保全型の管理により、公共建築物やインフラ施設の長寿命化を図り、更新費用の縮減や平準化を行います

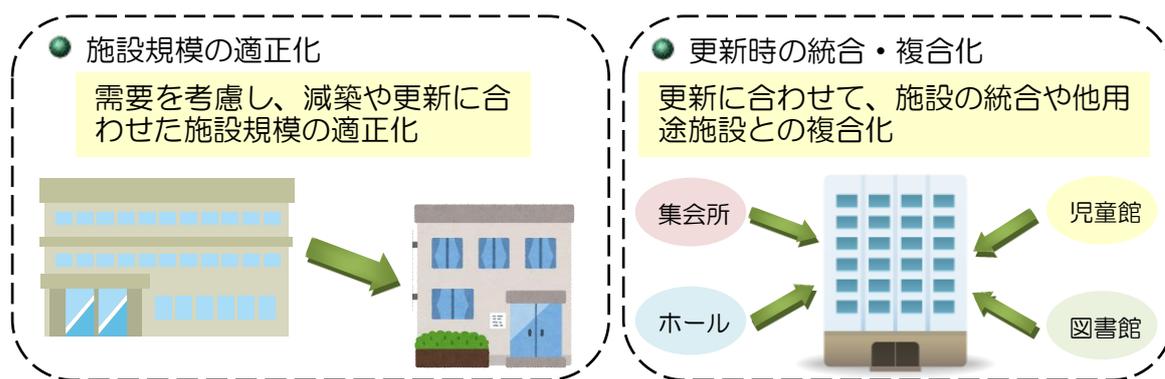
## (5) 公共施設等の管理に関する実施方針

### ア 点検・診断等の実施方針

- 日常点検に加え、定期点検（月・年点検）の実施
- 専門技師による実施（庁内/委託）
- 点検結果の蓄積と長寿命化への活用

### イ 維持管理/修繕/更新等の実施方針

- 安全を確保するためや機能を維持するための維持管理、修繕を実施
- 施設間や所管の垣根を越えた包括的な発注の実施によるコスト削減
- 個別施設計画を踏まえた修繕、更新の実施
- 民間活力の導入拡大（PPP/PFI）
- 更新時の規模の適正化や統合、複合化の実施



### ウ 安全確保の実施方針

- 市民に安全な公共サービスを提供
- 定期的な点検等の実施により施設の健全度を把握し、計画的に修繕、改築、廃止を検討

### エ 耐震化の実施方針

- 構造部材の耐震化完了に引き続いて非構造部材の耐震化の推進
- 避難所、医療施設、人口集中地区を考慮した上水道施設の耐震化の推進

## オ 長寿命化の実施方針

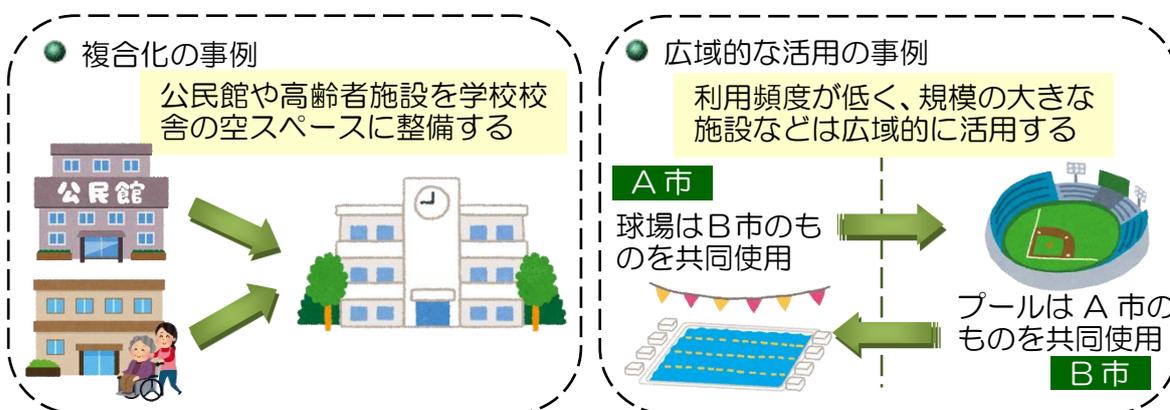
- “事後保全型管理” から、“予防保全型管理” への転換
- 事後保全と予防保全の費用比較の実施（公共建築物、インフラ施設）
- 大規模修繕や予防保全修繕の実施による長寿命化

## カ ユニバーサルデザイン化の指針方針

- 多様な人々が利用しやすい施設整備の実施
- 改修・更新時のユニバーサルデザイン化の推進

## キ 統合や廃止の推進に係る実施方針

- 施設縮減によるコスト削減（更新費用、維持管理・運営費）
- 縮減に向けた方針（重複施設、低利用施設）
- 複合化、転用、廃止の方針
- 広域的な活用の研究
- 関連計画との整合
  - ✓ あま市公共施設のあり方に関する指針
  - ✓ 第2次あま市行政改革大綱



## ク 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築に係る実施方針

- 公共施設マネジメントに取り組むための庁内組織体制の構築
- 職員研修の実施により情報の周知と全庁的な取組に向けた意識の醸成

## **(6) PDCAサイクルの推進等に係る方針**

本市では、公共施設等総合管理計画を着実に実行するために、公共建築物とインフラ施設それぞれの個別施設計画を策定します。公共建築物については、再配置計画と長寿命化計画の策定、インフラ施設については、所管部署の考え方や本計画に基づいた維持管理計画や長寿命化計画を策定します。

本計画は、長期に渡って実効性を持たせるため、進捗や社会情勢の変化などに応じて、また個別施設計画と相互に反映させるため、10年を目途に見直しを実施します。

本計画は、再配置計画及び長寿命化計画によりPDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを活用し進めます。

## 6 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

### (1) 公共建築物

施設類型ごとに現状と課題、また「5 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」を踏まえた、今後の方針について示します。なお、表中の建築年度は、当該建築物が建築された年度です（開設や名称変更された年度ではありません。）。

#### 1. 集会施設

	施設名	建築年度	延床面積 (㎡)
1	正則コミュニティセンター	昭和 59(1984)	457.49
2	美和情報ふれあいセンター	平成 13(2001)	680.50
3	下萱津コミュニティ防災センター	昭和 60(1985)	622.03
4	坂牧コミュニティ防災センター	平成 13(2001)	513.04
5	上萱津コミュニティ防災センター	平成 15(2003)	701.63
6	篠田防災コミュニティセンター	平成 17(2005)	623.04
7	市民活動センター（七宝産業会館）	昭和 55(1980)	247.50
8	人権ふれあいセンター	平成 19(2007)	923.41
9	栄北・栄中集会所	昭和 59(1984)	145.00
10	栄東・栄南集会所	昭和 61(1986)	140.00
11	コミュニティプラザ萱津	平成 21(2009)	2,899.48
12	七宝公民館	昭和 53(1978)	1,721.52
13	美和公民館	昭和 53(1978)	2,634.41
14	甚目寺公民館	昭和 58(1983)	5,169.37
集会施設 合計			17,478.42

#### ■現状と課題

- 公民館やコミュニティセンターなど名称は異なりますが、集会所として分類される施設は、全部で14か所あります。
- 各公民館は建築から30年以上が経過し、老朽化が進んでいることから、大規模な修繕が必要になっています。
- コミュニティセンターは、利用状況に差が生じており、また、施設の老朽化が進行しています。

#### ■今後の方針

- 集会施設は、地域の様々な活動の拠点となる施設として、当面は、安全で快適な利用環境を提供できるよう、維持修繕を行っていきますが、利用状況や老朽化による施設の大規模修繕や更新時期等を考慮した上で、施設の統廃合を検討します。
- 利用状況や老朽化の状況を踏まえて、目標供用期間を設定した上で、計画的な修繕を実施することにより、長寿命化によるライフサイクルコストの低減を図ります。
- 複数施設の維持管理業務を取りまとめた包括的な発注や指定管理者制度の活用など、施設にあったコスト削減に努めます。

## 2. 文化施設・図書館

	施設名	建築年度	延床面積 (㎡)
1	文化の杜	平成 7(1995)	5,535.50
文化施設・図書館 合計			5,535.50

### ■現状と課題

- ホールを備えた文化会館と知の財産の宝庫である図書館の機能を持った複合施設であり、文化の中心拠点としての役割を担っています。
- 建築から 25 年以上が経過し、設備を中心に老朽化が顕在化しています。
- 利用促進策を実施していますが、更なる利用者の増加に向けた検討や空きスペースの有効活用が必要です。

### ■今後の方針

- 優れた音響・舞台装置などを備えたホール機能を維持するため、安全で快適な利用環境を提供できるよう、維持修繕を行っていきませんが、老朽化による施設の大規模修繕や更新時期等を考慮した上で、施設の統廃合を検討します。
- 指定管理者制度の継続により、維持管理・運営コストの軽減とサービスの向上を図ります。



【文化の杜】

### 3. 博物館等

	施設名	建築年度	延床面積 (㎡)
1	七宝焼アートヴィレッジ	平成 15(2003)	3,219.41
2	七宝郷土資料館	昭和 56(1981)	244.50
3	美和歴史民俗資料館	昭和 58(1983)	755.82
4	甚目寺歴史民俗資料館	昭和 60(1985)	720.78
博物館等 合計			4,940.51

#### ■現状と課題

- 旧町域ごとに、歴史や郷土に関する同様の機能を持つ施設を保有しています。また、平成 15(2003)年に七宝焼の展示、体験施設である七宝焼アートヴィレッジを整備しています。
- 七宝焼アートヴィレッジは、建築から 18 年が経過し、空調、給排水などの機械、電気設備を中心に劣化が進んでいます。
- 各資料館は、施設の老朽化が進むとともに、収蔵スペースの不足が問題となっています。その中で、七宝郷土資料館は、老朽化などのため休館中です。

#### ■今後の方針

- 七宝焼アートヴィレッジは、産業や観光振興の拠点施設として活用するため、魅力ある展示の実施やイベントを開催し、市内外からの集客に努めます。
- 七宝焼アートヴィレッジは、規模の大きな施設であるため、施設の長寿命化に向けて、長期的な修繕計画を作成し、適切な維持管理を行います。
- 資料館は、収蔵品の保管環境を整えた上で、将来的な統廃合を検討することとし、特に休館中の七宝郷土資料館については、できる限り早期に廃止します。



【七宝焼アートヴィレッジ】

## 4. スポーツ施設

	施設名	建築年度	延床面積 (㎡)
1	七宝総合体育館	昭和 58(1983)	5,909.93
2	甚目寺総合体育館	平成 2(1990)	7,739.62
3	七宝鷹居グラウンド	平成 4(1992)	370.15
4	七宝プール	昭和 57(1982)	1,514.74
5	甚目寺プール	昭和 59(1984)	287.40
6	宝小学校夜間照明管理棟	昭和 53(1978)	64.50
スポーツ施設 合計			15,886.34

### ■現状と課題

- 旧町域ごとに、体育館、プールが整備されており、機能が重複する施設を保有しています。
- 各施設とも老朽化が進んでおり、修繕が必要な状況です。
- 七宝プール・甚目寺プールは、現在休止しております。なお、美和プールについては、市内 3 か所にある学校給食センターを統合して新学校給食センターを整備するために、平成 28 (2016) 年度に取り壊しました。
- 七宝総合体育館及び甚目寺総合体育館の利用率は概ね良好ですが、特定の団体の利用が多いなどの偏りもみられます。

### ■今後の方針

- 『力強く、健やかな勇健都市“あま”』の実現を推進するため、市民に快適で魅力あるスポーツ・レクリエーションの場を提供していきます。
- 体育館については、規模の大きな施設であるため、安全で快適な利用環境を提供できるよう、維持修繕を行っていきませんが、老朽化による施設の大規模修繕や更新時期等を考慮した上で、施設の複合化を検討します。
- 七宝プール・甚目寺プールは、できる限り早期に取り壊し、その跡地について今後の利活用のあり方を検討します。
- 体育館は、施設の維持・運営の効率化に向けて、指定管理者制度の導入などを検討していきます。

## 5. 産業会館

	施設名	建築年度	延床面積 (㎡)
1	七宝産業会館	昭和 55(1980)	936.56
2	甚目寺産業会館	昭和 60(1985)	703.58
産業会館 合計			1,640.14

### ■現状と課題

- 2つある産業会館は産業振興の拠点としての役割を果たしている一方で、七宝産業会館は一部を市民活動センターとして活用しています。また、甚目寺産業会館は甚目寺会館内に歴史民俗資料館、教育相談センター、商工会事務所と一緒に複合施設として置かれています。
- 七宝産業会館は、建築から40年以上が経過し、老朽化が進んでいるとともに、喫茶コーナーのテナントが撤退した後は利用者が減少しています。
- 甚目寺産業会館は、建築から30年以上が経過し、老朽化が進んでいることに加えて、隣接する甚目寺観音に配慮した建築デザインであるため、外壁等の修繕を行う場合には、多額の費用が必要となります。

### ■今後の方針

- 七宝産業会館は、できる限り早期に廃止します。それまでの期間は、産業会館や市民活動センターとしての有効活用や維持管理の効率化を図ります。
- 甚目寺産業会館は、市の施設としては廃止し、民間譲渡を検討します。



【甚目寺産業会館】

## 6. 学校及びその他教育施設

	施設名	建築年度	延床面積 (㎡)
1	七宝小学校	昭和 54(1979)	8,098.00
2	宝小学校	昭和 49(1974)	4,869.00
3	伊福小学校	昭和 49(1974)	5,583.79
4	秋竹小学校	昭和 53(1978)	5,260.40
5	美和小学校	昭和 49(1974)	5,856.25
6	正則小学校	昭和 51(1976)	4,836.60
7	篠田小学校	昭和 55(1980)	5,086.00
8	美和東小学校	昭和 59(1984)	4,994.00
9	甚目寺小学校	昭和 45(1970)	7,146.00
10	甚目寺南小学校	昭和 48(1973)	6,340.91
11	甚目寺東小学校	昭和 50(1975)	6,206.00
12	甚目寺西小学校	昭和 55(1980)	4,648.00
13	七宝中学校	昭和 43(1968)	8,921.00
14	七宝北中学校	昭和 54(1979)	6,946.00
15	美和中学校	昭和 50(1975)	9,971.00
16	甚目寺中学校	昭和 42(1967)	10,404.00
17	甚目寺南中学校	昭和 57(1982)	9,094.00
18	七宝学校給食センター	昭和 46(1971)	802.00
19	美和学校給食センター	昭和 52(1977)	1,482.58
20	甚目寺学校給食センター	昭和 48(1973)	1,258.17
21	教育相談センター	昭和 60(1985)	671.87
学校及びその他教育施設 合計			118,475.57

### ■現状と課題

- 全ての学校で耐震改修は終了していますが、建築後 30 年以上経過した建築物が多く、全般に老朽化しています。
- 学校によって、児童・生徒数に大きな差があり、余裕教室がある学校においては、放課後子ども教室や児童クラブの活動の場として教室を提供しています。今後は共働き家庭の増加などにより需要の増加が見込まれており、定員を超過するおそれがあります。
- 学校給食センターは、旧町域ごとに施設を整備しており、いずれの施設も老朽化が進んでいます。また、近年は食の安全を守るための新たな取組が必要となっています。

## ■ 今後の方針

- 「あま市教育大綱」、「あま市教育立市プラン」に基づき、児童・生徒が確かな学力を身につけ、地域を含めて共に学び、楽しむための充実した教育環境を提供します。
- 学校については、施設整備計画に基づいた適切な工事や修繕を実施することにより、施設の維持管理を図ります。
- 学校の余裕教室は、放課後子ども教室や児童クラブでの活用を継続、拡大を検討していきます。
- 学校が地域コミュニティの核となるような、様々な活用方法の検討を行います。
- 今後の少子化の進展状況により必要に応じて、校区の見直しや統合、配置・規模の適正化など、健全な教育環境を継続的に提供するためのあらゆる検討を行います。
- 老朽化した既存の学校給食センターは、令和元（2019）年度に美和プールの跡地に統合し、学校給食衛生管理基準への対応や省エネルギー化に配慮した新学校給食センターを整備します。なお、既存の学校給食センターについては、できる限り早期に取り壊し、その跡地について今後の利活用のあり方を検討します。



【七宝北中学校】



【正則小学校】



【碓目寺南小学校】

## 7. 保育園

	施設名	建築年度	延床面積 (㎡)
1	七宝北部保育園	昭和 50(1975)	935.00
2	正則保育園	昭和 51(1976)	1,105.30
3	篠田保育園	昭和 53(1978)	1,328.82
4	昭和保育園	平成 17(2005)	2,229.00
5	聖徳保育園	昭和 46(1971)	897.68
6	萱津保育園	昭和 48(1973)	594.38
7	新居屋保育園	昭和 51(1976)	1,074.90
8	五条保育園	昭和 53(1978)	1,102.87
9	大花保育園	昭和 54(1979)	1,133.39
保育園 合計			10,401.34

### ■現状と課題

- 市立保育園が9園、私立の保育園が3園あり、現在、待機児童はゼロとなっており、他自治体に比べて、子育て環境が充実しています。
- 市立保育園9園のうち8園が建築から40年以上が経過し、老朽化が進んでいることから、大規模な修繕が必要になっています。
- 施設の規模にばらつきがあり、最も規模の大きい昭和保育園の2,229㎡に対し、萱津保育園は594.38㎡となっています。

### ■今後の方針

- 子育て支援の一環として、質の高い幼児期の保育環境を提供するとともに、待機児童ゼロが継続できるよう取り組んでいきます。
- 保育環境の充実を図るために、施設の長寿命化に向けた長期的な修繕計画を作成し、適切な維持管理を行います。
- 施設の大規模な修繕や更新時期を迎える施設については、今後の少子化の状況を踏まえた統廃合の検討を行うとともに、民間活力の導入によるコスト縮減やサービスの向上を検討します。

## 8. 幼児・児童施設

	施設名	建築年度	延床面積 (㎡)
1	一時預かり保育（七宝北部保育園内）	昭和 50(1975)	83.00
2	一時預かり保育（正則保育園内）	昭和 51(1976)	58.00
3	一時預かり保育（昭和保育園内）	平成 17(2005)	59.00
4	七宝児童館	昭和 56(1981)	458.30
5	美和児童館	平成元(1989)	388.00
6	甚目寺南児童館（本郷憩の家）	昭和 63(1988)	146.50
7	甚目寺北児童館（森憩の家）	平成 3(1991)	913.03
8	甚目寺中央児童館（甚目寺総合福祉会館内）	平成 6(1994)	864.23
9	甚目寺西児童館（新居屋憩の家）	平成 9(1997)	365.35
10	七宝第1・第2児童クラブ（七宝小学校内）	昭和 54(1979)	135.00
11	宝児童クラブ（宝小学校内）	昭和 49(1974)	76.00
12	伊福第1・第2児童クラブ（伊福小学校内）	昭和 49(1974)	119.21
13	秋竹児童クラブ（秋竹小学校内）	昭和 53(1978)	129.60
14	美和北部児童クラブ（正則小学校内）	昭和 51(1976)	86.40
15	美和南部第1・第2児童クラブ（篠田防災コミュニティセンター内）	平成 17(2005)	149.50
16	美和東部第1・第2児童クラブ（美和児童館内）	平成元(1989)	139.36
17	美和第1・第2児童クラブ（美和情報ふれあいセンター内）	平成 13(2001)	233.00
18	美和小児童クラブ（美和小学校内）	平成 29(2017)	63.75
19	甚目寺中央第1・第2児童クラブ（甚目寺中央児童館内）	平成 6(1994)	155.92
20	甚目寺小第1・第2・第3・第4児童クラブ（甚目寺小学校内）	昭和 45(1970)	115.20
21	甚目寺南児童クラブ（甚目寺南児童館内）	昭和 63(1988)	94.10
22	甚目寺南小児童クラブ（甚目寺南小学校内）	昭和 48(1973)	57.54
23	甚目寺北児童クラブ（甚目寺北児童館内）	平成 3(1991)	113.97
24	甚目寺南小学校放課後子ども教室	昭和 48(1973)	57.55
25	甚目寺小学校放課後子ども教室	昭和 45(1970)	64.80
26	美和子育て支援センター（美和保健センター内）	昭和 61(1986)	76.00
27	甚目寺子育て支援センター（昭和保育園内）	平成 17(2005)	96.00
28	七宝子育て支援センター（七宝高齢者生きがい活動センター内）	平成 8(1996)	78.55
29	にこにこ園（七宝北部保育園内）	昭和 50(1975)	250.70
30	きらきら園（篠田防災コミュニティセンター内）	平成 17(2005)	188.10
31	ほのぼの園（昭和保育園内）	平成 17(2005)	192.04
幼児・児童施設 合計			6,007.70

## ■現状と課題

- 一時預かり保育や児童館、児童クラブは、一時預かりの幼児や放課後の児童が利用するための施設であり、共働き家庭の増加などから、利用者が増加し、待機児童が発生しています。
- 七宝児童館と美和児童館以外の児童館や放課後子ども教室などの施設は、学校や保育園などとの複合施設であるため、スペース上の制約から、現状ではこれ以上の定員の拡大は困難な状況です。
- にこにこ園・きらきら園・ほのぼの園は、児童福祉の拠点として整備した施設であり、現状は定員に近い状態で運用しています。保育園やコミュニティセンターの一部を利用した複合施設であり、スペースが限られることから、今後、利用者が増加した場合は、受け入れが困難となることを見込まれます。

## ■今後の方針

- 地域の子ども・子育て世代を支援するため、今後も継続的なサービスを提供していきます。
- 施設の役割を考慮すると、学校や保育園の複合施設とすることが望ましいため、今後も利用者ニーズや余裕教室の状況などについて所管部署と連携を図り、実現に向けた検討を行います。
- 将来的な利用者ニーズや施設の老朽化状況によっては統廃合についての検討を行います。



【美和児童館】

## 9. 高齢福祉施設

	施設名	建築年度	延床面積 (㎡)
1	甚目寺老人福祉センター	昭和 54(1979)	505.92
2	甚目寺地域福祉センター	平成 6(1994)	3,037.86
3	甚目寺高齢者生きがい活動センター	平成 6(1994)	796.29
4	七宝老人福祉センター	昭和 62(1987)	2,893.25
5	七宝高齢者生きがい活動センター	平成 8(1996)	1,063.57
6	美和総合福祉センターすみれの里	平成 11(1999)	3,270.91
7	本郷憩の家	昭和 63(1988)	551.25
8	森憩の家	平成 3(1991)	465.58
9	新居屋憩の家	平成 9(1997)	745.73
高齢福祉施設 合計			13,330.36

### ■現状と課題

- 高齢者の活動の場として整備した施設であり、カラオケや温浴設備などを有しています。
- 各施設ともに老朽化が進んでおり、特に空調や温浴などの設備機器類の劣化が顕著となっています。
- 高齢福祉施設は旧町域ごとに、同様の機能をもつ施設が存在しています。

### ■今後の方針

- 将来の更なる高齢化に対応した、高齢福祉サービスの拠点として、適切な維持・運営を行います。
- 指定管理者制度の継続により、維持管理・運営コストの軽減とサービスの向上を図ります。
- 温浴設備については、多額の維持管理費用が必要となるため、受益者負担の観点から、適切な利用料の設定について検討するとともに、将来的には設備の老朽化や利用状況に合わせて集約化を図ります。
- 将来の高齢福祉サービスのあり方を踏まえて、施設の大規模修繕や更新に合わせた、施設の統廃合について検討します。

## 10. 障がい福祉施設

	施設名	建築年度	延床面積 (㎡)
1	七宝福祉作業所	平成 8(1996)	307.51
2	美和ひまわり作業所	平成 11(1999)	480.86
3	くすのきの家	昭和 60(1985)	341.00
4	くすのきの家(西館)	平成 3(1991)	245.99
障がい福祉施設 合計			1,375.36

### ■現状と課題

- 障がい者の生産活動への参加を通じ、生活意欲の向上などに寄与するために整備した施設であり、各施設ともに老朽化が進んでいます。
- 旧町域ごとに同様の機能をもつ施設が存在しており、民間業者の参入も考えられる分野であることから、将来的なニーズを見通す必要があります。

### ■今後の方針

- 指定管理者制度の継続により、維持管理・運営コストの軽減とサービスの向上を図ります。
- 将来的な大規模修繕や更新の実施時には、統廃合や複合化についての検討、またそれに合わせた施設機能やサービスの向上について検討します。
- 同種のサービスに対する民間事業者の参入についても注視し、公共サービスとしてのあり方を検討します。



【美和ひまわり作業所】

## 11. 保健施設

	施設名	建築年度	延床面積 (㎡)
1	七宝保健センター	昭和 60(1985)	1,130.36
2	美和保健センター	昭和 61(1986)	1,703.30
3	甚目寺保健センター	平成 6(1994)	477.70
保健施設 合計			3,311.36

### ■現状と課題

- 各施設とも建築から 25 年以上が経過し、空調などの設備や屋上防水の劣化が顕著になっています。
- 甚目寺保健センターは、甚目寺総合福祉会館内の複合施設であるため、検診時などは手狭となり、効率的な運営ができない状況です。
- 保健センターは旧町域ごとに整備しており、同種の施設が市内に 3 か所あります。

### ■今後の方針

- 保健センターはあま市の健康・保健の拠点施設として、適切な公共サービスを提供します。しかし、七宝、美和の両保健センターは老朽化が進んでおり、近い将来大規模な修繕か更新が必要であることから、甚目寺保健センターも含めた同種の機能を持つ施設を市内で 1 か所に集約することを検討します。



【七宝保健センター】

## 12. 庁舎

	施設名	建築年度	延床面積 (㎡)
1	本庁舎	昭和 48(1973)	4,853.35
2	七宝庁舎	昭和 51(1976)	3,939.85
3	甚目寺庁舎	昭和 48(1973)	5,861.00
庁舎 合計			14,654.20

### ■現状と課題

- 旧町の役場庁舎を活用した、本庁舎、七宝庁舎、甚目寺庁舎の3拠点に分散していることから、市民の利便性や業務効率が悪い状況です。
- 各庁舎ともに建築から45年程度が経過し、老朽化が進んでおり、特に七宝庁舎については耐震性を有していないため早期に移転する必要があります。

### ■今後の方針

- 公共サービスの向上、業務の効率化に向けて、令和5(2023)年度の開庁に向け、3つの庁舎を統合した新庁舎の整備を行います。
- 新庁舎は、災害に対する強靱な防災拠点として整備を行います。
- 新庁舎は、維持管理・運営コストや省エネルギー化に配慮するとともに、社会情勢などの変化に伴う組織の改変にも柔軟に対応できる施設整備とします。
- 既存の各庁舎は新庁舎への移行に伴い廃止し、建物・跡地の有効活用については、利便性の高い場所であることから、都市基盤施設への転用や、土地の売却による良質な民間開発の誘導などについて検討します。なお、七宝庁舎は、来庁者や職員の安全を確保するため新庁舎の移行前に既存庁舎等の機能移転を図ります。(七宝庁舎の機能移転については実施済)



【七宝庁舎】

## 13. その他行政系施設

	施設名	建築年度	延床面積 (㎡)
1	七宝倉庫	昭和 54(1979)	58.32
2	七宝防災倉庫	平成 6(1994)	544.05
3	新居屋防災センター	平成 8(1996)	201.65
4	甚目寺南防災センター	平成 14(2002)	255.80
5	土木倉庫	昭和 57(1982)	53.00
その他行政系施設 合計			1,112.82

### ■現状と課題

- 防災センターは、整備から 20 年程度の施設であるため、今後は電気・機械などの設備を中心とした老朽化が懸念されます。

### ■今後の方針

- 防災センターは、緊急時に避難所として確実に機能するよう、平常時から適切な維持管理を行います。また、避難所機能を確保しながら、平常時には貸館業務を行うなど、地域のコミュニティ施設として有効活用します。
- 防災センターの今後想定される老朽化に対しては、予防保全型の維持管理を行い、施設の長寿命化を図っていきますが、利用状況や老朽化を踏まえて、施設の統廃合、地区への移譲を検討します。



【新居屋防災センター】

## 14. 公営住宅

	施設名	建築年度	延床面積 (㎡)
1	平割第一住宅	昭和 56(1981)	1,674.00
2	平割第二住宅	昭和 57(1982)	1,727.00
3	梶村第一住宅	昭和 59(1984)	2,271.00
4	梶村第二住宅	昭和 60(1985)	892.00
5	栄改良住宅	昭和 57(1982)	2,470.00
6	栄改良住宅	昭和 58(1983)	1,671.00
7	栄改良住宅	昭和 59(1984)	168.00
8	栄改良住宅 (第 1 次分)	昭和 59(1984)	1,337.00
9	栄改良住宅 (第 2 次分)	昭和 59(1984)	1,671.00
10	栄改良住宅 (第 3 次分)	昭和 59(1984)	1,002.00
11	栄改良住宅 (第 1 次分)	昭和 60(1985)	1,773.00
12	栄改良住宅 (第 2 次分)	昭和 60(1985)	335.00
13	栄改良住宅 (第 3 次分)	昭和 60(1985)	2,405.00
14	栄改良住宅 (第 4 次分)	昭和 60(1985)	2,037.00
15	栄改良住宅 (第 1 次分)	昭和 61(1986)	1,302.00
16	栄改良住宅 (第 2 次分)	昭和 61(1986)	2,005.00
17	栄改良住宅 (第 3 次分)	昭和 61(1986)	1,205.00
18	栄改良住宅	昭和 63(1988)	520.00
19	栄改良住宅	平成 3(1991)	637.00
20	栄改良住宅	平成 4(1992)	168.00
21	栄改良住宅	平成 9(1997)	99.00
公営住宅 合計			27,369.00

### ■現状と課題

- 施設規模や形状が多様であることや、整備から 30 年以上経過した施設が多いため、住宅の活用方法を検討する必要があります。
- 入居者の高齢化に合わせたバリアフリー化等が求められています。

### ■今後の方針

- 長寿命化計画に沿って事後保全型から予防保全型の維持管理にシフトし、耐久性の向上を図るとともに、長寿命化に伴う修繕周期の延長によるライフサイクルコストの縮減を図ります。
- 日常的な保守点検や修繕等の履歴を住棟単位で整理・把握することにより、建物の老朽化や劣化による事故等を未然に防ぎ、適切な維持管理を行います。
- 入居者ニーズや社会情勢の変化を常に意識し、設備等に対して適切な改善を行うことにより、施設の長寿命化を図っていきます。

## 15. 病院施設

	施設名	建築年度	延床面積 (㎡)
1	市民病院	平成 27(2015)	19,927.34
病院施設 合計			19,927.34

### ■現状と課題

- 現施設は平成 27 (2015) 年 11 月に新築移転しています。
- 開院後間もないため、大規模な修繕に係る費用については、当分の間必要ないものと考えています。

### ■今後の方針

- 勇健都市“あま”の実現に向け、医療や健康づくりの拠点として、サービスを提供します。
- 一般会計から多額の繰出金を毎年支出しているため、指定管理者制度を活用した経営改善を積極的に進めます。(実施済)
- 日常の点検や警備、清掃などについては、維持管理コスト軽減に努めます。
- 現施設については、当分の間、大規模な修繕は必要ないものと考えており、将来的には予防保全型の維持管理を行うためにも、施設の長寿命化に向けた長期的な修繕計画を作成し、適切な維持管理を行います。



【市民病院】

## (2) インフラ施設

種別ごとに現状と課題、また「5 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」を踏まえた、今後の方針について示します。

### 1. 道路、橋梁

項目	総量
道路延長	596.97km
道路面積	2,861,437.45 m <sup>2</sup>
橋梁	435 橋

#### ■現状と課題

- 道路、橋梁は市内の隅々まで整備しており、膨大なストックを有しています。
- 現在は点検結果による事後保全型の修繕が中心となっています。

#### ■今後の方針

- 市民の生活や経済活動を支える交通基盤とするため、安全で快適な施設を提供します。
- 幹線道路である 1、2 級市道は、路面性状調査の結果をもとに計画的な維持管理を実施し、事故の未然防止に努めます。
- 一般市道は、管理水準を設定し、水準以下と判定される場合には速やかに修繕を実施し、市内全域で管理水準が維持できるよう努めます。
- 下水道管の布設工事と連携し、舗装修繕の効率化を図ります。
- 橋梁は、国土交通省より義務づけられた 5 年に 1 回の点検を確実に実施し、危険箇所を把握するとともに、健全度の把握により、長寿命化修繕計画への反映を行います。
- 橋梁長寿命化修繕計画に基づいた、予防保全型の修繕を実施し、安全の確保、施設の長寿命化とともに、更新費用の縮減を図ります。

## 2. 公園・緑地施設

項目	総量	面積
都市公園	51 箇所	125,799.58 m <sup>2</sup>
児童遊園	10 箇所	4,983.00 m <sup>2</sup>
ちびっこ広場	70 箇所	49,626.46 m <sup>2</sup>

### ■現状と課題

- 施設の老朽化対策や植栽の剪定、害虫対策などに多額の費用が必要となっています。
- 児童遊園やちびっこ広場の一部は、借地により整備している施設もあるほか、利用者が少ない施設も見受けられます。

### ■今後の方針

- 公園・緑地は、市民の憩いの場として、貴重な空間を提供していきます。
- あま市緑の基本計画に基づき、公園・緑地の適切な維持管理を行います。
- 公園施設長寿命化計画に基づいた都市公園の計画的な修繕の実施により、施設の魅力を維持、向上するとともに、施設を長寿命化し、維持管理コストを軽減します。
- 除草や清掃は、地元ボランティアやシルバー人材センターに協力いただき、維持管理コストの軽減を図るほか、地元密着施設であることの意識を高めます。
- 高木など植栽の適正管理に努めるとともに、包括的な発注などによるコスト縮減について検討します。
- 施設の改修や修繕に合わせて、防災ベンチの設置などの防災機能を導入し、公園の付加価値を向上します。
- 児童遊園・ちびっこ広場は、老朽化や利用動向を把握し、状況に応じて一部施設の廃止を検討していきます。

### 3. 上水道・簡易水道施設（公共建築物含）

項目	総量
上水道施設	3施設
上水道管路	292,796.95m
簡易水道管路	10,007.00m

#### ■現状と課題

- 設備、管路の老朽化が進んでいます。
- 水需要の減少に伴い、水道使用料金収入は減少しています。
- 簡易水道については、管路調査が不十分であるため配管台帳を整備する必要があります。

#### ■今後の方針

- 安全な水を安定的に供給し、市民の快適な生活を支えます。
- 「あま市水道事業ビジョン」に基づいた健全な事業運営を行います。
- 老朽化施設の修繕、更新を計画的に実施します。
- 災害に強い水道施設の構築に向け、避難所、医療施設、人口集中地区などを考慮した上で、順次、管路の耐震化を進めていきます。
- 配水場などの設備は、更新に合わせた施設の縮小や統合など、人口減少や給水量の減少に対しての適正化を検討します。
- 水道事業の運営基盤を強化するため、広域化について検討します。
- 安全な水質の水道を安定して継続的に供給するため、必要に応じて、使用料金の適正化について検討します。
- 簡易水道については、管路調査を実施して、配管台帳を整備後、順次管路の更新を進めていきます。

## 4. 下水道施設（公共建築物含）

項目	総量
下水道施設	1 施設
下水道管渠	128,259.00m

### ■現状と課題

- 下水道普及率は 26.0%にとどまっており（平成 28（2016）年 4 月現在）、整備の促進が求められています。
- 総務省より要請された「公営企業会計の適用の推進」を受け、本市においても特別会計から公営企業会計に移行準備を進めています。（実施済）

### ■今後の方針

- 「あま市污水適正処理構想」に基づき、下水道管渠の整備を促進します。
- 整備した設備、管渠は適切に台帳化するとともに、整備量が一定量に達した段階で、施設の長寿命化など将来を見通したストックマネジメントについても検討します。
- 将来の維持管理や更新費を軽減するために、小型マンホールやベンドサイフォンなどの採用について検討します。
- 公営企業会計化に伴い、必要に応じて適切な使用料金の検討を行うとともに、整備区域の優先順位について検討します。
- 雨水排水処理施設については、施設台帳の整備及びストックマネジメント手法を踏まえた長寿命化計画の策定により、ポンプや自家発電機などの適切な維持管理を行います。

## 5. 排水機場

項目	総量
排水機場	10 か所

### ■現状と課題

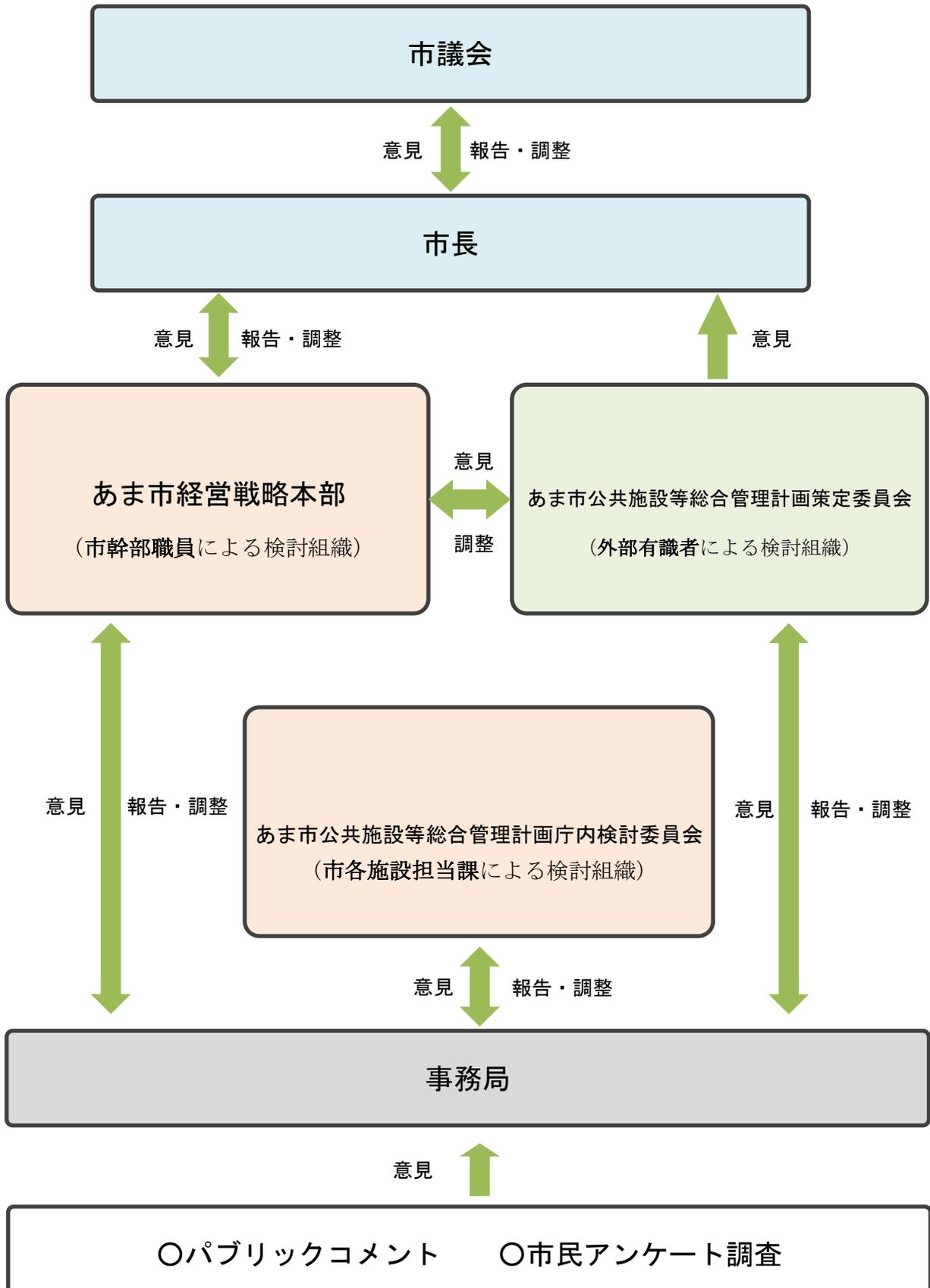
- 施設の老朽化が全般的に進んでおり、正確な施設状況の把握や修繕に向けた計画を立案することが求められます。

### ■今後の方針

- 地元への点検・運転の委託を継続することにより、維持・運営コストを軽減するとともに、地域住民のニーズに合わせた運用を行います。
- ポンプや自家発電機など、高額設備の修繕や更新について、長期的な見通しを検討します。

## 【資料編】

# 1 計画策定体制



## 2 あま市経営戦略本部要綱

(設置)

第1条 市政の基本方針や重要施策等について審議し、市政を総合的かつ効率的に推進するためにあま市経営戦略本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 市政の基本方針に関する事項
- (2) 重要施策に関する事項
- (3) 中長期的な行政計画に関する事項
- (4) まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する事項
- (5) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員を持って組織する。

- 2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、部長職をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、第3条に掲げる者以外の者を会議に出席させ、その者に説明させ、又は意見を求めることができる。

(プロジェクトチーム)

第6条 本部は、第2条の所掌事項について、その実施に係る分野横断的な重点課題について調査研究させるため、プロジェクトチームを置くことができる。

- 2 プロジェクトチームのメンバーは、その都度職員のうちから本部長が任命する。
- 3 プロジェクトチームは、調査研究した結果を本部に報告するものとする。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

### 3 あま市公共施設等総合管理計画策定委員会要綱

(設置)

第1条 本市の公共施設の老朽化等の状況を把握し、施設の更新・統廃合・長寿命化を計画的に行い、最適な配置の実現を図るために策定する「あま市公共施設等総合管理計画」(以下「総合管理計画」という。)に関する事項について、市民等の意見を広く反映させるため、あま市公共施設等総合管理計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、総合管理計画を策定・検証するための意見交換を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 市民代表
- (2) 学識経験者
- (3) 産業界代表
- (4) 議会代表
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(役員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 座長 1名

2 会長は、委員の互選によりこれを定め、副会長及び座長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 座長は、委員会の会議の議長となる。座長に事故あるときは、会長がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、市長が依頼した日から平成29年3月31日までとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

## 4 あま市公共施設等総合管理計画策定委員会委員名簿

区 分	所属・職名	氏名
1号委員 (市民代表) ※氏名 50音順	あま市心身障害児者保護者会代表	静谷 貴代子
	あま市老人クラブ連合会代表	平岩 正信
	あま市まちづくり委員会代表	武舎 妙子
2号委員 (学識経験者)	岐阜工業高等専門学校建築学科 教授	鶴田 佳子
3号委員 (産業界代表)	あま市商工会代表	山田 精二
4号委員 (議会代表)	あま市議会議長	藤井 定彦
5号委員 (関係行政機関の職員)	愛知県海部建設事務所 企画調整監	塚本 泰史
	あま市教育委員会代表	松永 裕和
	あま市副市長	早川 安広
	あま市建設産業部長	加藤 満
	あま市上下水道部長	大島 純二
	あま市企画財政部長	後藤 幹寿

※敬称略

## 5 策定経過

年月日	区分	内容
平成 27 年 (2015 年) 10 月 9 日	あま市公共施設等総合管理計画 庁内検討会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設等総合管理計画の策定の必要性と要請について</li> <li>・策定スケジュールについて</li> <li>・公共建築物調査への協力について</li> </ul>
平成 28 年 (2016 年) 3 月 17 日	あま市公共施設等総合管理計画 庁内検討会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設等の現況及び将来の見通しについて</li> <li>・総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針について</li> </ul>
5 月 18 日	あま市公共施設等総合管理計画 庁内検討会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設等総合管理計画策定の取組について</li> <li>・公共施設等の再調査について</li> <li>・縮減目標について</li> <li>・施設類型ごとの方針について</li> </ul>
5 月 25 日	あま市公共施設等総合管理計画 庁内検討会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設等総合管理計画策定の取組について</li> <li>・公共施設等の再調査について</li> <li>・縮減目標について</li> <li>・施設類型ごとの方針について</li> </ul>
6 月 3 日	あま市経営戦略本部会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あま市公共施設等総合管理計画策定スケジュール(案)について</li> <li>・あま市公共施設等総合管理計画に向けた取組について</li> </ul>
6 月 30 日	第 1 回あま市公共施設等総合管理計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あま市公共施設等総合管理計画策定スケジュール(案)について</li> <li>・あま市公共施設等総合管理計画に向けた取組について</li> </ul>
8 月 5 日	あま市公共施設等総合管理計画 庁内検討会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設等総合管理計画策定の取組について</li> <li>・公共施設等の現状把握について</li> <li>・人口の現状把握及び見通し設定について</li> <li>・中期的な経費の見込みと充当可能な財源の見込みについて</li> <li>・公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針について</li> <li>・基本方針について</li> <li>・施設類型ごとの基本的な方針について</li> </ul>
8 月 17 日	あま市公共施設等総合管理計画 庁内検討会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設等総合管理計画策定の取組について</li> <li>・公共施設等の現況について</li> <li>・人口の現状及び見通しについて</li> <li>・中期的な経費の見込みと充当可能な財源の見込みについて</li> <li>・公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針について</li> <li>・施設類型ごとの基本的な方針について</li> <li>・フォローアップの実施方針について</li> </ul>

9月2日	あま市経営戦略本部会議	・あま市公共施設等総合管理計画(素案)について
10月3日	第2回あま市公共施設等総合管理計画策定委員会	・あま市公共施設等総合管理計画(素案)について
12月21日	あま市公共施設等総合管理計画庁内検討会議	・あま市公共施設等総合管理計画(素案)について
平成29年 (2017年) 1月6日	あま市経営戦略本部会議	・あま市公共施設等総合管理計画(素案)について
1月20日	第3回あま市公共施設等総合管理計画策定委員会	・あま市公共施設等総合管理計画(素案)について ・パブリックコメントについて
1月25日～ 2月23日	パブリックコメントの実施	あま市公共施設等総合管理計画(素案)について市民からの意見募集(パブリックコメント)を実施
3月10日	あま市経営戦略本部会議	・パブリックコメントの結果について ・あま市公共施設等総合管理計画(案)について
3月24日	第4回あま市公共施設等総合管理計画策定委員会	・パブリックコメントの結果について ・あま市公共施設等総合管理計画(案)について
3月下旬	あま市公共施設等総合管理計画を策定	
令和4年 (2022年) 3月11日	あま市経営戦略本部会議	・あま市公共施設等総合管理計画の改訂について
3月下旬	あま市公共施設等総合管理計画を改訂	

## 6 用語集

あ行	
移譲	民間や地元に施設（財産）を譲ること。
インフラ	インフラストラクチャーの略で、水道や道路などの都市基盤。
か行	
簡易水道	給水人口が 101 人以上 5 千人以下である比較的小規模な水道のこと。
広域的な活用（広域化）	同じ用途の施設を複数の地区や自治体で所有、活用すること。
公営企業会計	地方自治体が経営する水道などの公営企業に関する会計の総称。
公共施設等総合管理計画	地方自治体が所有する全ての公共施設等（学校、道路等）を対象に、地域の実情に応じて、総合的かつ計画的に管理する計画。
合計特殊出生率	15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。
更新	劣化した部位・部材や機器等を同性能・同仕様の新しい物に取り替える行為。（建替えを含む。）
個別施設計画	公共施設等総合管理計画の下位に位置する計画であり、所管省庁の指針等に基づいた長寿命化計画、維持管理計画などで、再配置計画や長寿命化保全計画も含まれる。
さ行	
再配置計画	公共施設の効率化を図るため、用途や利用圏域などで整理し、統廃合などの施策検討を行う計画。
指定管理者制度	平成 15（2003）年の地方自治法の一部改正により導入された制度のことで、民間の事業者、NPO 法人などを含めた広い範囲の団体から公募し、事業計画や収支計画などの提案内容から判断して、施設の管理者を決めていくこと。官民連携手法の一つである。
受益者負担	特定の公共事業に必要な経費にあてるため、その事業によって特別の利益を受ける者に経費の一部を負担させること。
人口ビジョン	人口の現状分析を行い、人口に関する市民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示したもの。本市では平成 28（2016）年 2 月に「あま市人口ビジョン まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口の将来展望としては、令和 42（2060）年に人口約 75,926 人と想定している。

た行	
大規模修繕	建物の基本性能を維持するために予防保全的(30年程度)に実施される工事。本計画においては、劣化による内容に限ることとし、機能向上に資する内容は含まないものとする。
耐震化	建物が地震に耐えるための性能の付加を目的とした修繕のこと。
固定資産台帳	固定資産を、その取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿で、所有するすべての固定資産(道路、公園、学校、公民館等)について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したもの。
長寿命化	計画的に修繕することで、構造体の劣化進行を遅らせ、長期間使用すること。
統廃合	機能が重複する複数の施設について、あるものは統合、あるものは廃止し、1つの施設にまとめること。
投資的経費	道路、橋梁、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備等に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費から構成される。
特別会計	事業目的を限定し、特定の歳入を特定の歳出に充てて経理する会計。
は行	
排水機場	台風や大雨のときに、雨水を素早くくみ上げ、川や海へ放流し、浸水を防ぐ施設。
P P P	行政と民間がパートナーとして事業を行う、「官民連携」の形。(パブリック・プライベート・パートナーシップ)
P F I	公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うこと。(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)
複合化	機能が異なる複数の公共施設を1つの施設に合わせて整備すること。
平準化	年度ごとにバラつきのある費用を予算の制約等の条件により、一定程度にならす作業。
バンドサイフォン	下水道管路が他の埋設物や水路などと交差する際に、サイフォン原理を用いて伏越し構造とすること。従来、必要であったマンホールポンプが不要となるため、コスト削減に寄与する。
包括的な発注	複数施設の維持管理などの業務をとりまとめることにより効率化を図ること。
保全計画	保有する全ての公共施設の状況を把握し、維持管理を適切に行い、長寿命化していくための計画。
ま行	
民間活力	民間のノウハウや民間の資金。

や行	
ユニバーサルデザイン	年齢、性別、言語、国籍、障がいの有無にかかわらず、あらかじめすべての人が利用しやすいように都市や製品をデザインすること。
ら行	
ライフサイクル（コスト）	計画・設計・施工から、その施設の維持管理、最終的な解体・廃棄までの期間またはそれに要する費用の総額。イニシャルコスト（導入経費）とランニングコスト（運用経費）に分けられる。

## あま市公共施設等総合管理計画

平成 29（2017）年 3 月  
（令和 4（2022）年 3 月 改訂）

発行：あま市

〒490 - 1292 愛知県あま市木田戌亥 18 番地 1

TEL 052-444-1001（代表）

編集：あま市企画財政部企画政策課



# あま市公共施設等総合管理計画